

野々市市こども計画

令和7年3月

野々市市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の対象	4
第2章 こども・若者と子育てをめぐる本市の現状	5
1 人口・世帯等の状況	5
2 子育て世帯及びこども・若者の状況	13
3 地域の現状を踏まえたこども・若者支援と子育て支援の課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 本計画の推進とSDGs	26
4 施策体系	27
5 重点施策	28
第4章 施策の展開	30
基本目標1 こどもの人権の尊重と安全・安心な支援体制づくり	30
基本目標2 安心してこどもを産み、育てることができる社会づくり	34
基本目標3 こどもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	42
基本目標4 若者が社会の一員として自分らしく成長する環境づくり	46
基本目標5 子育てと仕事の両立ができる社会づくり	48
基本目標6 こどもと子育てを支援する地域づくり	52
第5章 子ども・子育て支援事業計画	56
1 教育・保育提供区域の設定	56
2 幼児期の教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保	56
3 地域子ども・子育て支援事業	61
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	78
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	78
6 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	78
7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 ...	78
第6章 計画の推進	79
1 計画の推進主体と連携の強化	79
2 計画の進行管理	79
3 目標指標	80

第 1 章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

人口減少社会の到来を迎えた我が国においては、進行する少子化が大きな課題とされ、こども・子育て支援の重要性がうたわれてきました。継続する共働き家庭の増加等を背景として、低年齢児からの保育ニーズの急増と待機児童の慢性的な発生が社会問題として注目を集めるようになって久しく、核家族化の進行や地域のつながりの低下により、子育てにおける保護者の負担が大きくなっており、こどもや子育て家庭に対して、行政や地域をはじめ、社会全体で見守り、支援していくことが、引き続き求められています。

このような状況の中、国においては令和5年4月に、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足しました。また、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

こども基本法に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなりました。これは、これからの子育て支援施策が、子育て支援と一体的に取り組まれるべき成長過程にある若者の支援までを含め、こども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るという観点から、総合的、包括的に、各種の施策が相互に連携しながら取り組まれる必要があることを示すものとなっています。

野々市市では、平成27年3月に「第1期野々市市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期野々市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「次代を担う子どもの幸せと、子育てしやすい環境づくりを、地域が一体となって育むまち、ののいち」を基本理念に教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、こどもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んできました。

このたび、第2期計画期間の終了と、国におけるこども基本法の制定及びこども大綱の策定を受け、これまで主に就学前児童とその家庭への支援を中心としてきた本市の計画の対象を、成長過程にある若者まで広げ、本市のこども・若者支援及び子育て家庭への支援の包括的な計画とします。「第3期野々市市子ども・子育て支援事業計画」を包含する新たな計画として、ここに「野々市市こども計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、取組のさらなる充実を図るものとします。

2 計画の位置づけ

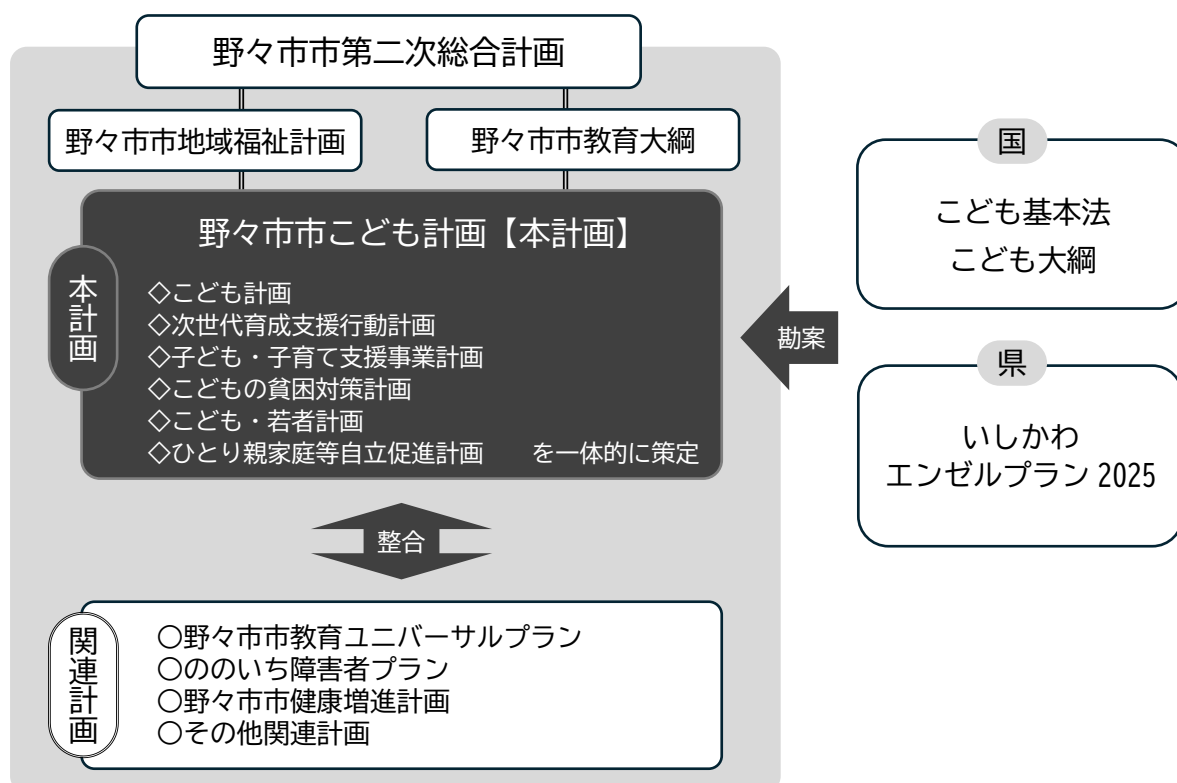
(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村におけるこどもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」を包含し、一体的に策定するものです。

策定にあたってはこども基本法に基づく国の「こども大綱」を勘案するとともに、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定します。

(2) 関連計画との関係

本計画は、野々市市の上位計画である「野々市市第二次総合計画」の部門別計画であり、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」、教育分野の施策の目標や方針を示す「教育大綱」、及び関連する諸計画との整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

本計画は、5か年を1期とするものであり、今期の計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

なお、事業の進捗状況を踏まえ、年度ごとに点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年にあたる令和9年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

(年度)						
・・・R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12・・・
第2期子ども・子育て支援事業計画						
策定	野々市市こども計画【本計画】					
			★ 中間見直し		策定	次期計画

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議等における協議等

この計画の策定にあたっては、第2期計画の実施状況を点検・評価するとともに、子育て中の当事者等の意見やこどもを取り巻く環境及び市の実情を踏まえ、市民や学識経験者、関係機関の代表者などで組織する「野々市市子ども・子育て会議」において内容等の協議を行いました。

また、市民にこの計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

(2) 各種アンケート調査の実施

こども・若者への支援や子育て支援に関するニーズや当事者の意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象とした「子育て支援に関するアンケート」、小学5年生・中学2年生及びその保護者を対象とした「生活実態調査」、若者世代を対象とした「野々市市の若者の意識と生活に関する調査」を実施しました。

各調査の概要は次の通りです。

■各種アンケート調査の概要

	調査種別	調査対象	調査方法	調査期間	回収数
1	子育て支援に関するアンケート 【就学前保護者】	就学前児童の保護者	インターネット調査	令和6年 7月11日 ～ 8月6日	465
2	子育て支援に関するアンケート 【小学生保護者】	小学生の保護者			728
3	生活実態調査 【こども】	市立小学校に在籍する小学5年生及び市立中学校に在籍する中学2年生			小学5年生：525 中学2年生：400
4	生活実態調査 【保護者】	市立小学校に在籍する小学5年生及び市立中学校に在籍する中学2年生の保護者			368
5	野々市市の若者の意識と生活に関する調査	18歳から39歳の市民			224

5 計画の対象

本計画は、こども・若者と子育て家庭を主な対象としながら、その支援や周囲の環境形成にかかわる地域社会、関係団体・関係機関等についても言及しています。ここでいう「こども」とは、生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳に至るまで、「若者」とは社会的な成長過程にあるとされる概ね30歳代までの年齢層を対象としています。

第2章 こども・若者と子育てをめぐる本市の現状

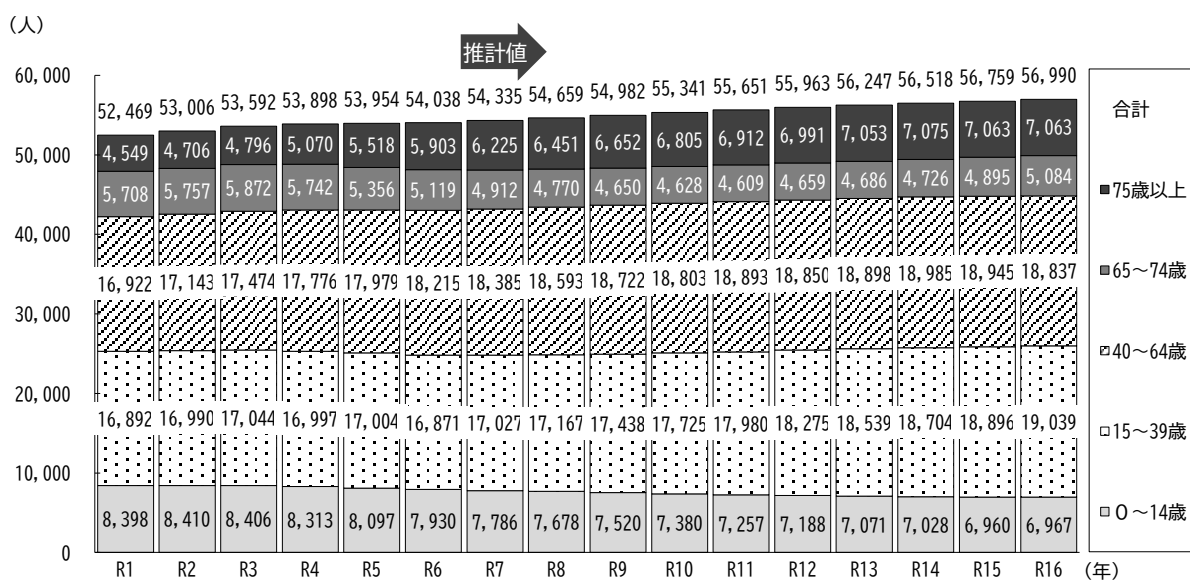
I 人口・世帯等の状況

(1) 人口の推移と将来推計

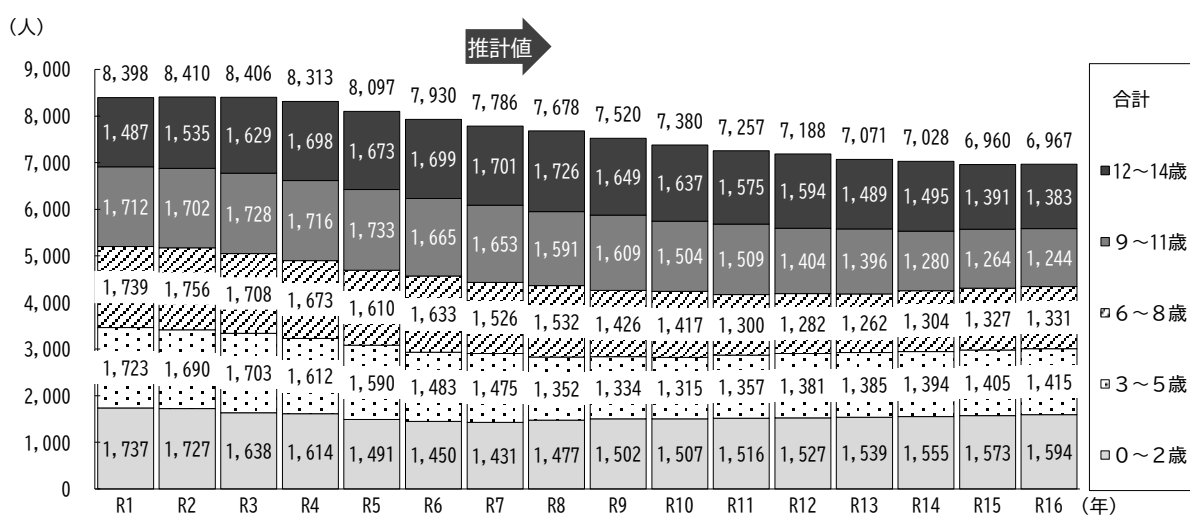
本市の人口は増加傾向で推移しています。将来的にも微増傾向が見込まれています。

一方で0～14歳人口については近年減少しており、今後も当面は減少が続く見込みとなっています。

■年齢区分別総人口の推移（各年3月31日時点、令和7年以降が推計値）



■年齢別こども人口の推移と将来推計（各年3月31日時点、令和7年以降が推計値）

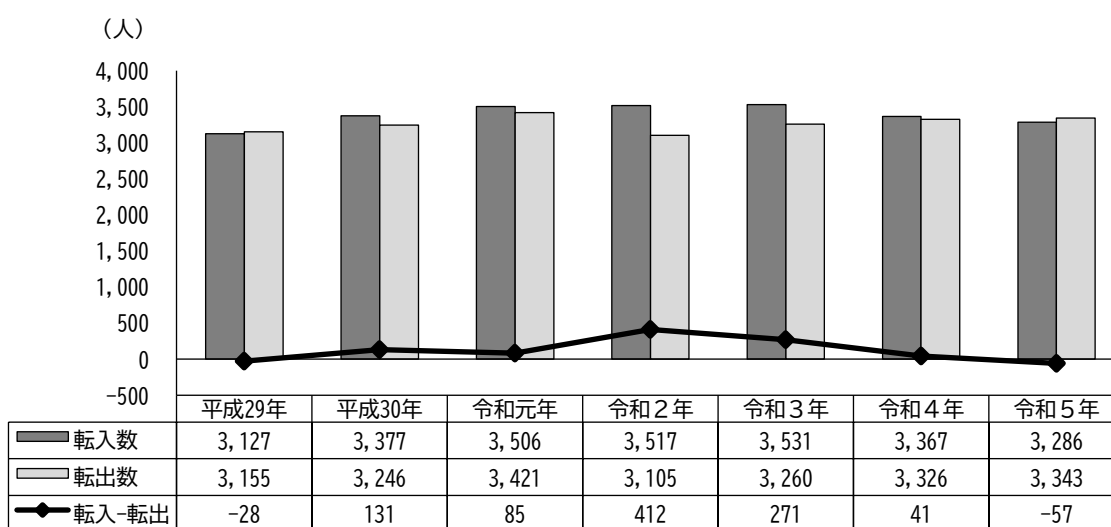


(2) 転出入

本市の住民の転出入は、転入が転出を上回る転入超過の状況が続いていましたが、令和5年には転出超過に転じています。

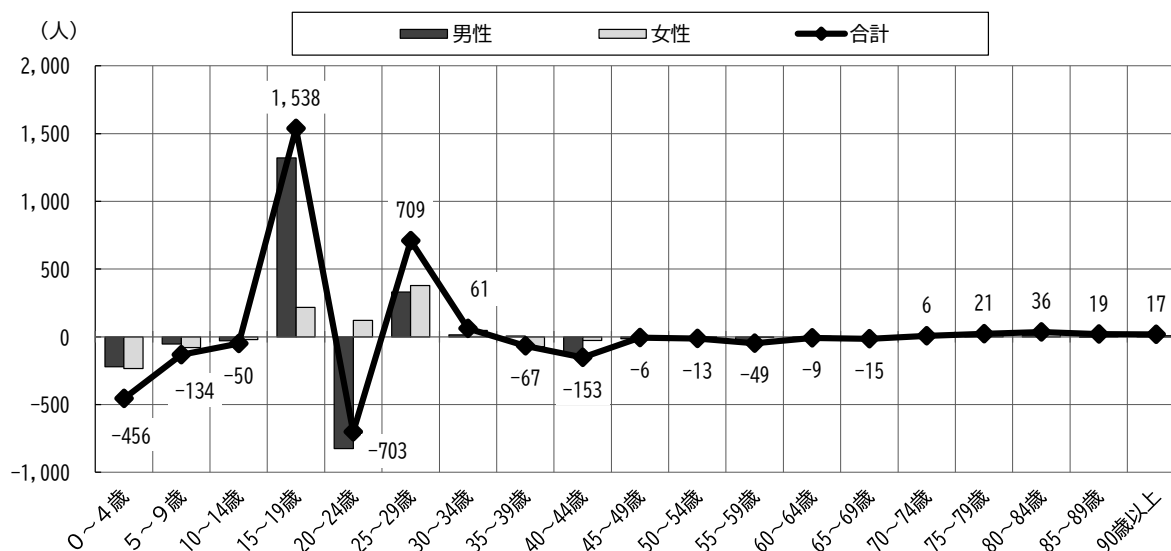
令和元年から令和5年の5年間の転入超過数の合計を男女別、年齢別にみると、主に大学への進学者が中心と考えられる男性の転入超過が15～19歳で大きく、大学の卒業に伴うとみられるマイナス（転出超過）が20～24歳で大きくなっています。転入超過数は、0～14歳ではマイナスとなっており、35～44歳もマイナスとなっていることから、こどものいる世帯については、転入より転出が多くなっていることがうかがえます。

■転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

■男女別年齢別転入超過数（令和元年～令和5年合計）



資料：住民基本台帳人口移動報告

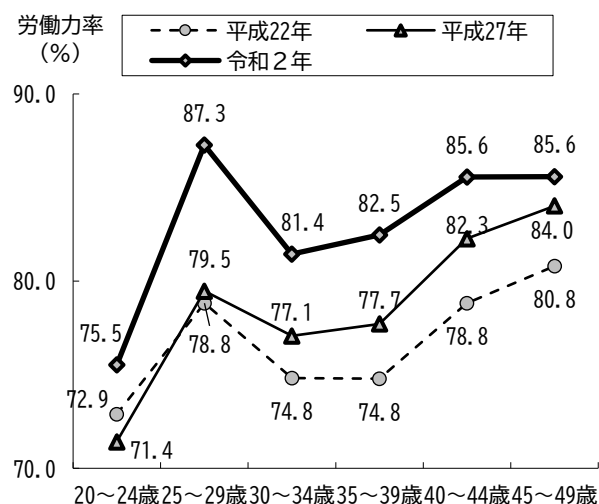
(3) 女性の就労状況（女性の労働力率）

本市の子育て世代の女性の労働力率（就職・休職中・求職中（失業中）のいずれかの状態である割合）は平成22年から令和2年にかけて、いずれの年代についても上昇しており、子育て期間中も就労を継続する女性の割合が増加していることが示されています。

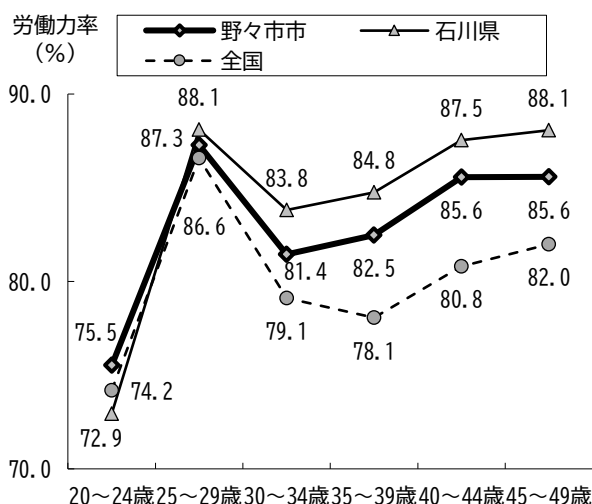
令和2年の本市の子育て世代の女性の労働力率は、30歳代、40歳代については国より高く、石川県より低くなっています。

有配偶の女性のみ絞って集計した労働力率についても、平成22年から令和2年にかけて上昇しており、国・石川県と比較すると、子育て世代の有配偶女性の労働力率は、いずれの年代についても国より高く、石川県より低くなっています。

■女性の労働力率の推移

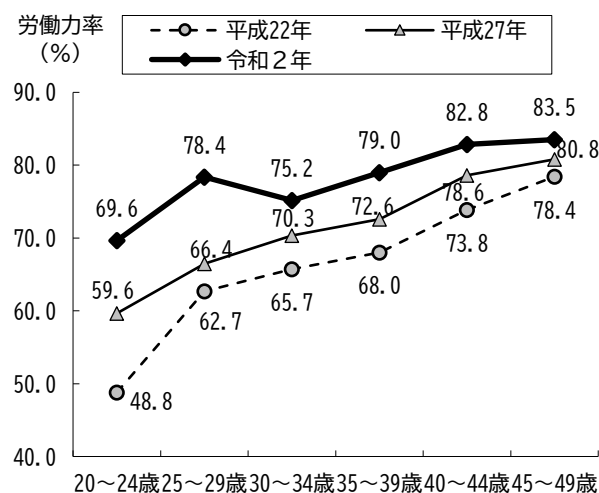


■女性の労働力率の比較（令和2年）

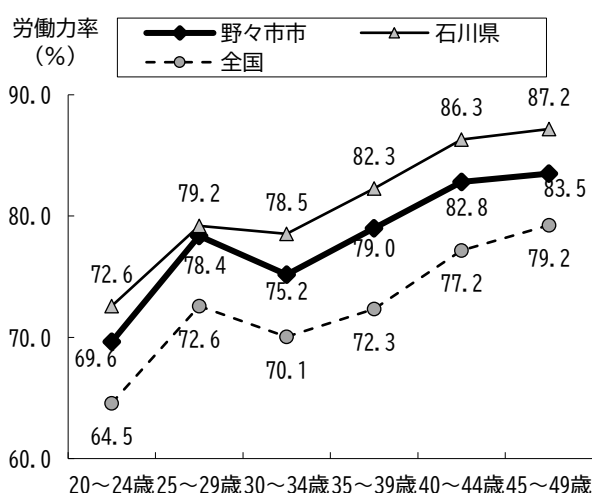


資料：国勢調査

■有配偶女性の労働力率の推移



■有配偶女性の労働力率の比較（令和2年）

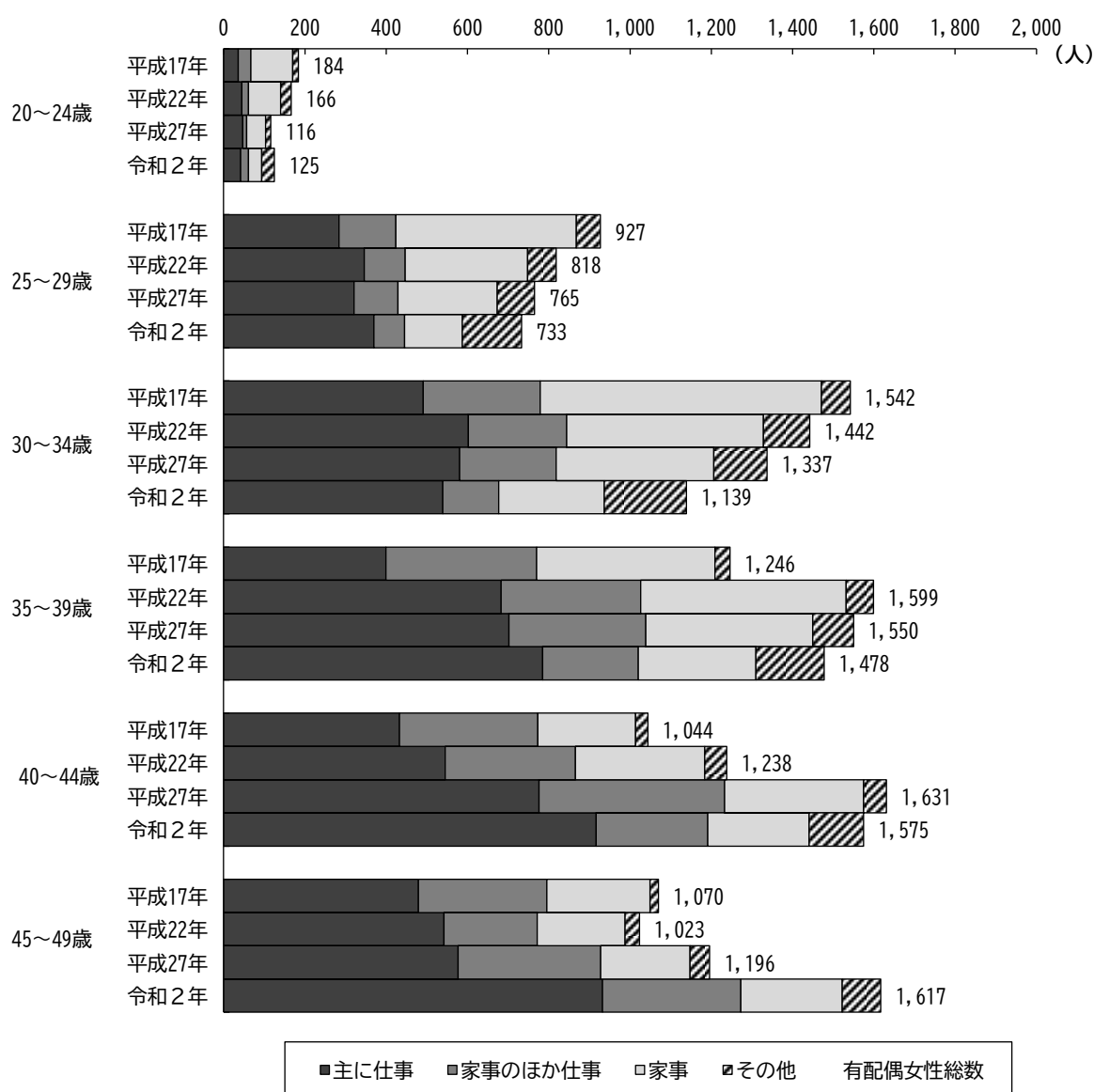


資料：国勢調査

(4) 有配偶女性の状況

子育て世代の有配偶女性の数は、平成 27 年から令和 2 年にかけて、25～44 歳の年代で減少していますが、「主に仕事」の人数は増加している年代が多くなっています。「主に仕事」の有配偶女性の増加と、いわゆる「専業主婦」（グラフでは「家事」）の減少が続いており、保育ニーズの増加の背景となっています。

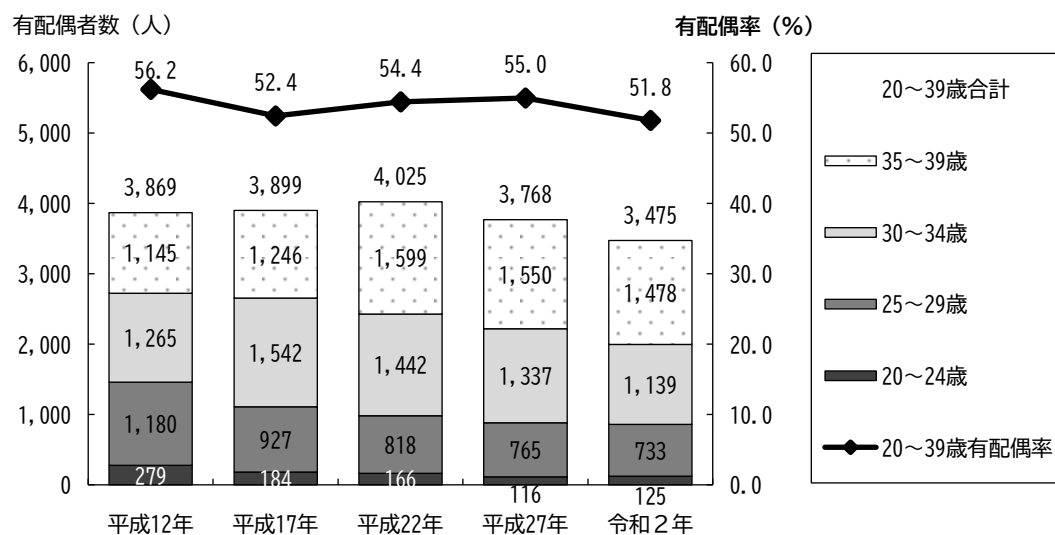
■子育て世代の有配偶女性の労働力状態の推移



資料：国勢調査

出産の中心となる 20～39 歳の有配偶女性数は、平成 22 年以降減少が続いています。このことは、本市に限らず少子化の大きな要因となっています。

■年齢別有配偶女性数と有配偶率の推移



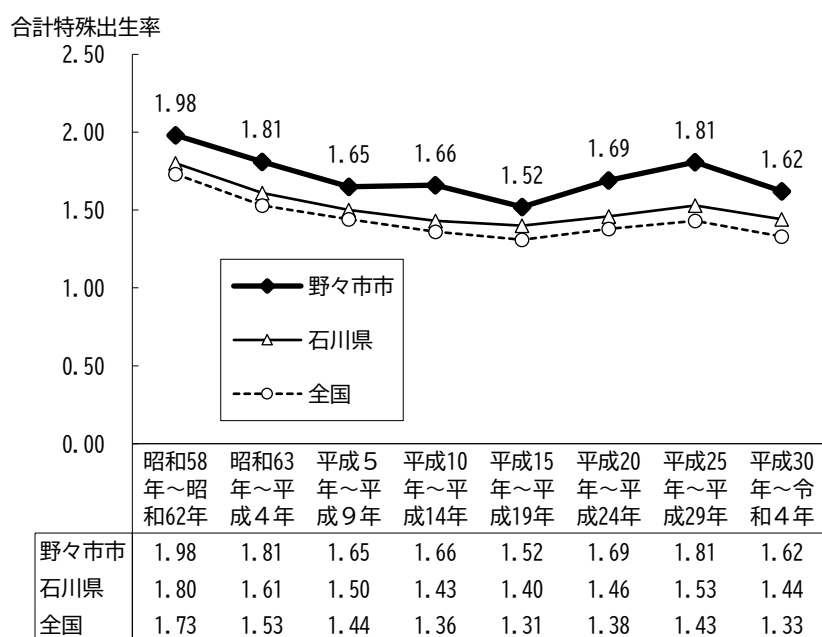
資料：国勢調査

(5) 合計特殊出生率・年代別出生数

本市の合計特殊出生率は、国・石川県を上回って推移しています。

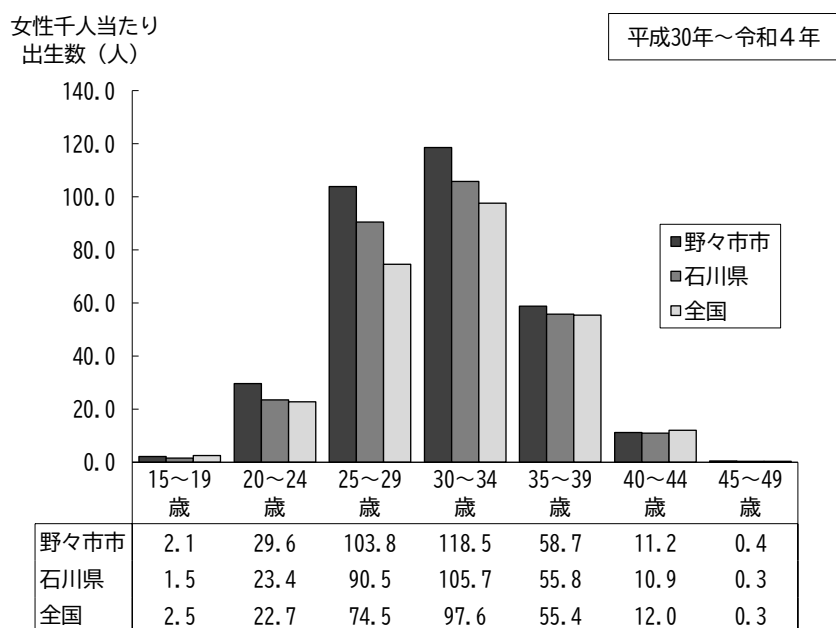
年齢別の女性千人当たり出生数を国・石川県と比較すると、本市はほぼ全ての年齢層で出生が多くなっています。これは本市の女性の有配偶率の高さも影響しています。

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

■年齢別女性千人当たり出生数の比較（平成30年～令和4年）

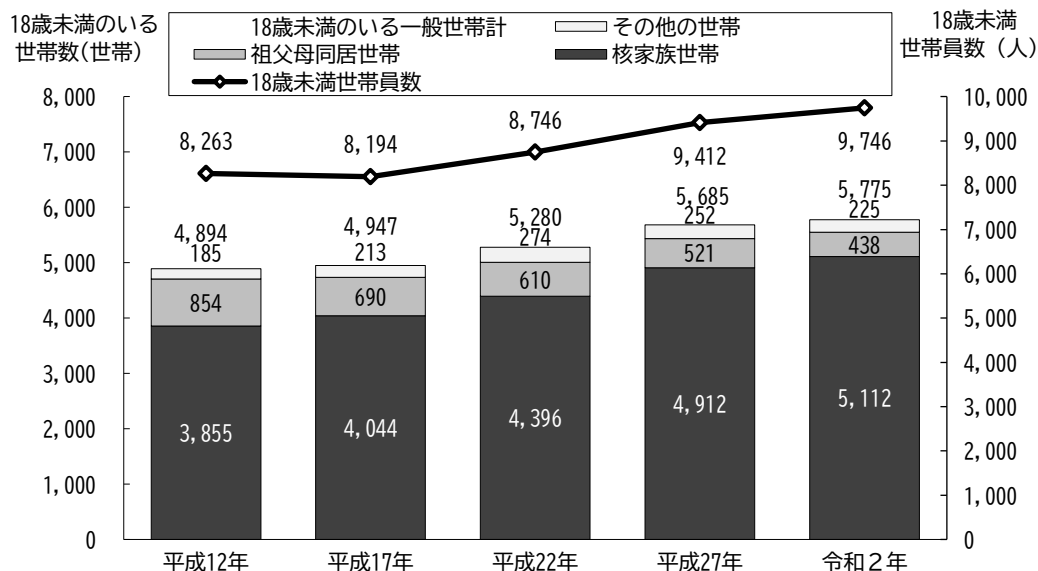


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 18歳未満のいる世帯

18歳未満のいる一般世帯数とその世帯に含まれる18歳未満世帯員数は、ともに増加傾向となっています。夫婦とこどものみの世帯（核家族世帯）の割合は石川県より高く増加傾向で推移しており、祖父母同居世帯の割合は石川県より低く、減少傾向で推移しています。

■18歳未満のいる一般世帯数と18歳未満世帯員数の推移



※「一般世帯」とは、国勢調査の定義によると、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者（住み込みの雇人や別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者を含む）、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者を含む言葉であり、「施設等の世帯」（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者等）と区分されます。

※祖父母同居世帯数は、その世帯の一番若い夫婦を基準として、その子どもと親が同居している世帯（「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」）の合計です。

資料：国勢調査

■一般世帯における夫婦とこどものみ世帯の割合の比較

	(%)				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
野々市市	70.5	71.3	73.4	77.1	78.9
石川県	56.6	59.5	62.7	67.7	71.9
全国	66.8	67.8	69.4	72.4	75.7

■一般世帯における祖父母同居世帯の割合の比較

	(%)				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
野々市市	17.4	13.9	11.6	9.2	7.6
石川県	32.4	27.2	22.4	17.5	13.5
全国	21.1	17.7	14.1	11.3	8.5

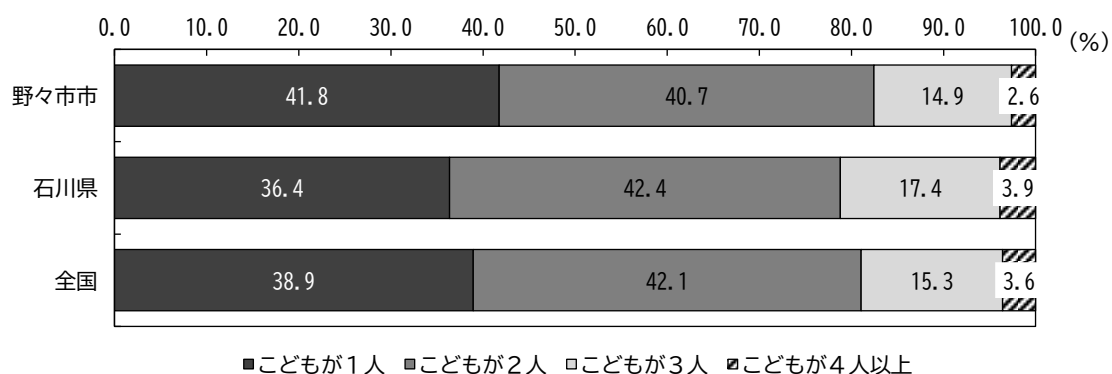
資料：国勢調査

(7) 最年少のこどもの年齢別にみたこどもの数

夫婦のいる一般世帯のこどもの数は、最年少のこどもが5歳以下の世帯では1人が41.8%、2人が40.7%、3人が14.9%、4人以上が2.6%となっています。

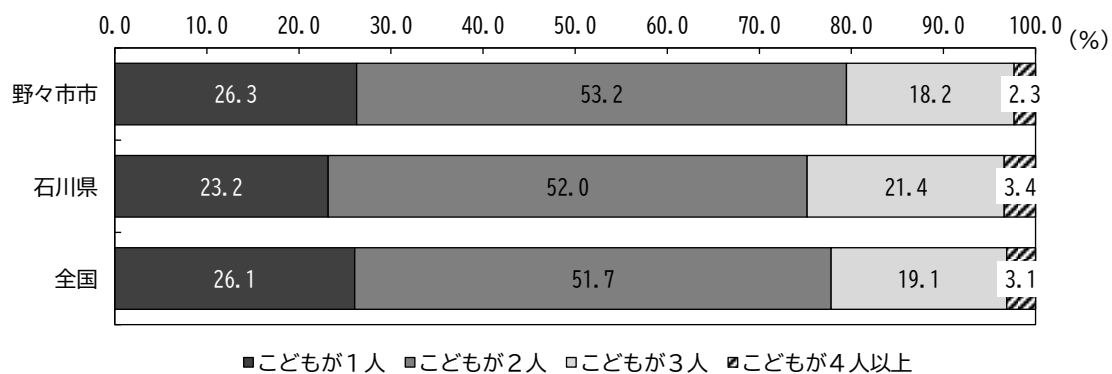
最年少のこどもの年齢が11歳以下の集計においても、5歳以下の集計においても、国・石川県と比較すると、本市はこどもが1人または2人の割合がやや高く、3人以上の割合が低くなっており、夫婦世帯におけるきょうだい数は少ない傾向にあることがうかがえます。

■最年少のこどもが5歳以下の夫婦とこどものいる世帯におけるこどもの数の比較（令和2年）



資料：国勢調査

■最年少のこどもが6～11歳の夫婦とこどものいる世帯におけるこどもの数の比較（令和2年）



資料：国勢調査

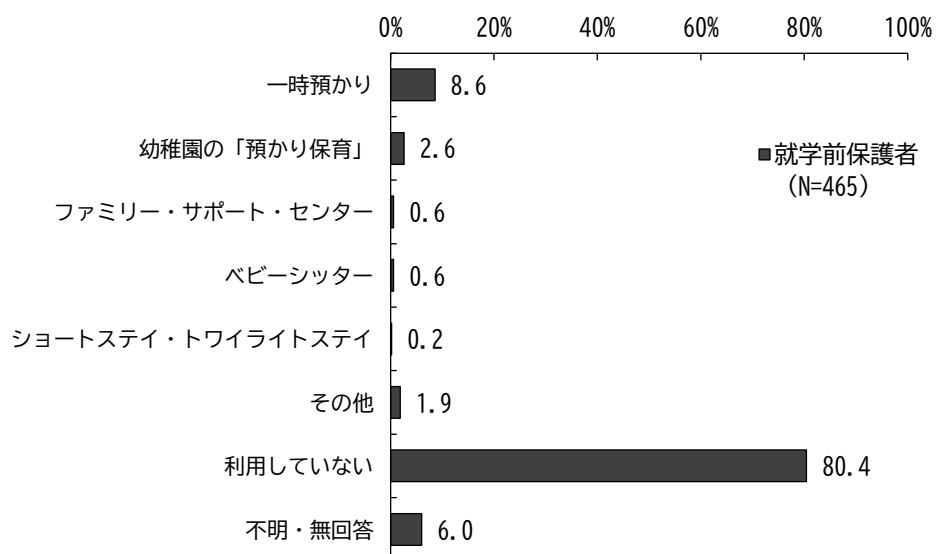
2 子育て世帯及び子ども・若者の状況

(1) 子育て支援機関の利用ニーズについて

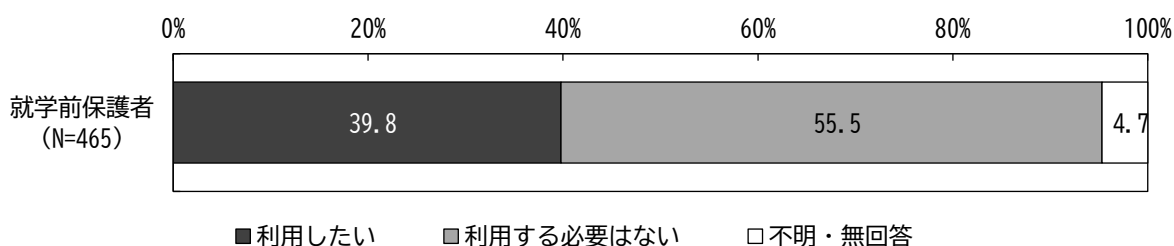
- ・不定期に利用している施設・サービスについては、「利用していない」が80.4%の一方、幼稚園・保育施設等の不定期の利用については、39.8%が「利用したい」と回答しています。
- ・「子育て支援センター」または「児童館」を利用していない就学前保護者の23.4%、「児童館」を利用していない小学生保護者の12.3%が「今後は利用したい」と回答しています。
- ・発達相談センターの利用（相談、ペアレント・プログラム、講演会など）については、就学前保護者、小学生保護者のいずれについても、「必要があれば利用してみたい」が最も多くなっています。

⇒子育て支援機関の利用については、潜在的なニーズが大きいことがうかがえる結果が示されており、子育て世帯のニーズに応え、必要とする人が利用できるような体制整備や情報発信が求められます。

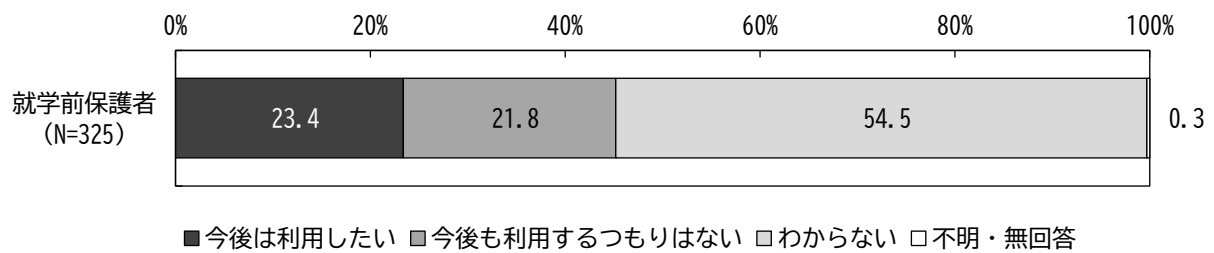
■ 不定期の就労や就労以外の理由（冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者の通院等）で不定期に利用している施設・サービス



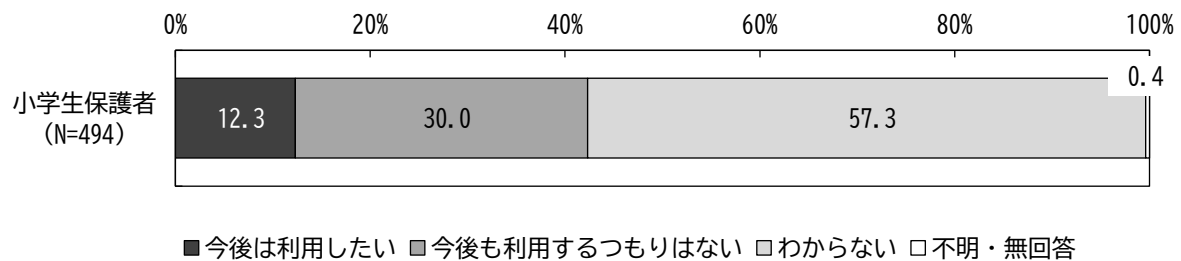
■ 私用、親の通院、不規則な仕事などを理由とする幼稚園・保育施設等の不定期の利用希望



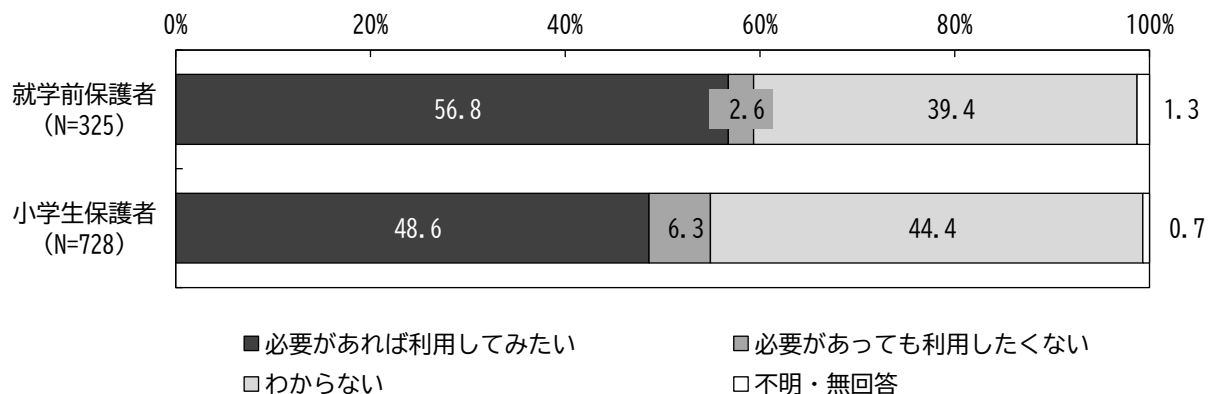
■「子育て支援センター」「児童館」を利用していない人の今後の利用希望



■児童館を利用していない人の今後の利用希望



■発達相談センターの利用希望（相談、ペアレント・プログラム、講演会など）

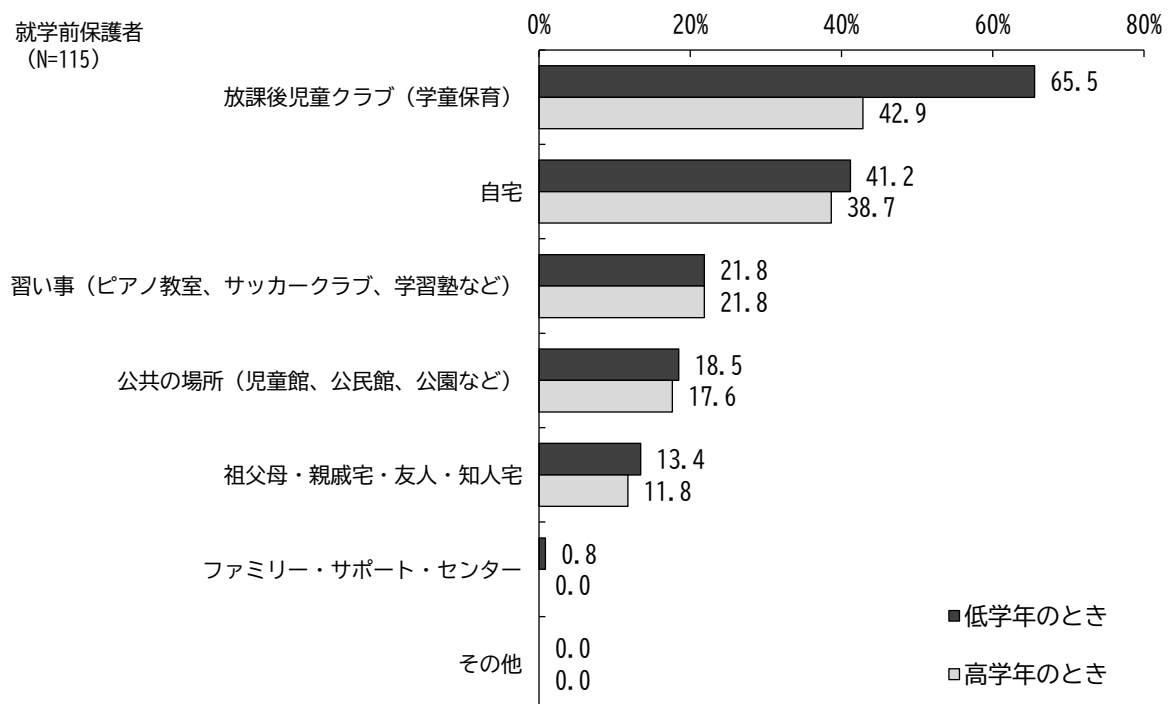


（２）放課後児童クラブの利用ニーズ

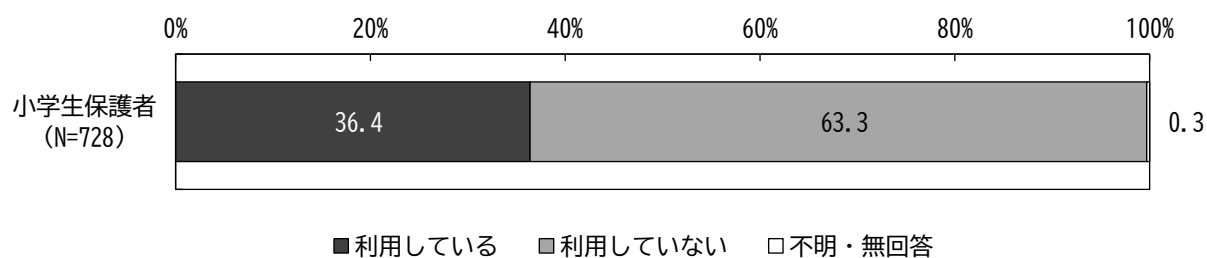
- ・放課後児童クラブの利用を希望する就学前保護者は、低学年で 65.5%、高学年で 42.9%となっており、放課後児童クラブを利用している小学生保護者の割合を上回っています。
- ・現在放課後児童クラブを利用する保護者の 31.7%が土曜日の利用を希望しており、14.0%が日曜日の利用を希望しています。
- ・現在放課後児童クラブを利用している保護者の 55.5%が、小学４年生以降も放課後児童クラブの利用を希望しています。

⇒保護者の就労状況を反映して、放課後児童クラブのニーズが高まっています。現在の就学前保護者は、小学生保護者の実際の利用状況より放課後児童クラブの利用を希望する割合が高くなっており、引き続き利用率の上昇が見込まれます。４年生以降の利用の増加も含めて、ニーズの増加に対応する体制の確保が求められます。

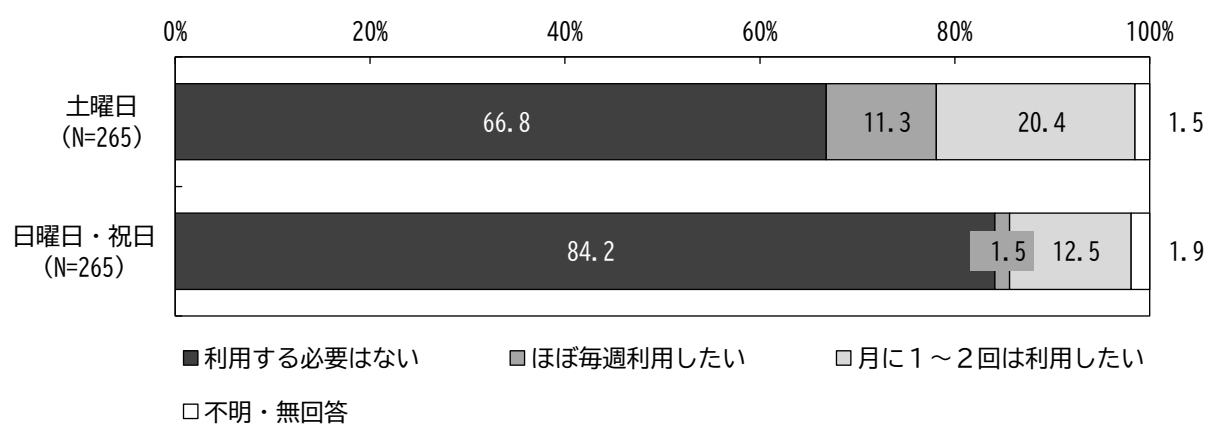
■（こどもが５歳以上の保護者のみ）こどもが小学校に上がった後、放課後（平日の授業終了後）の時間をどのような所で過ごさせたいか（週１日以上回答があったものを集計）



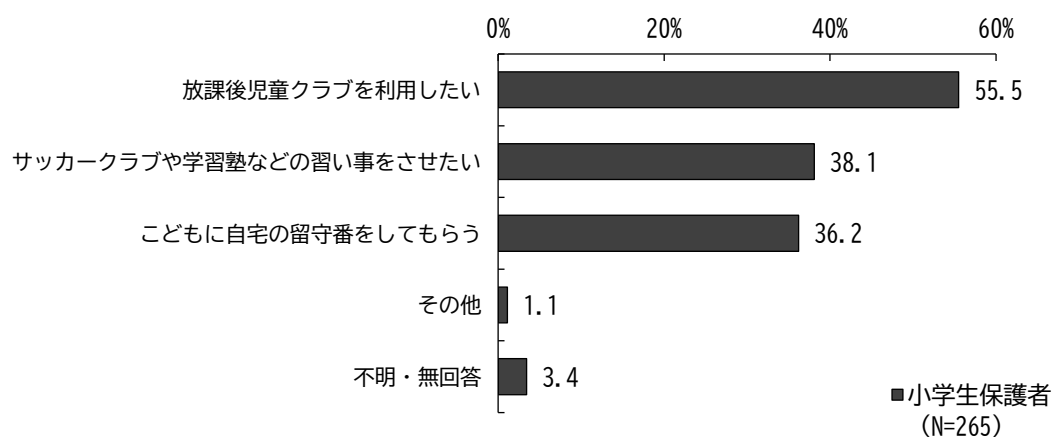
■平日（月曜日から金曜日）の放課後児童クラブ（学童保育）の利用について



■（現在放課後児童クラブを利用している人のみ）土曜日、日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望



■（現在放課後児童クラブを利用している人のみ）小学4年生以降の放課後の過ごし方について

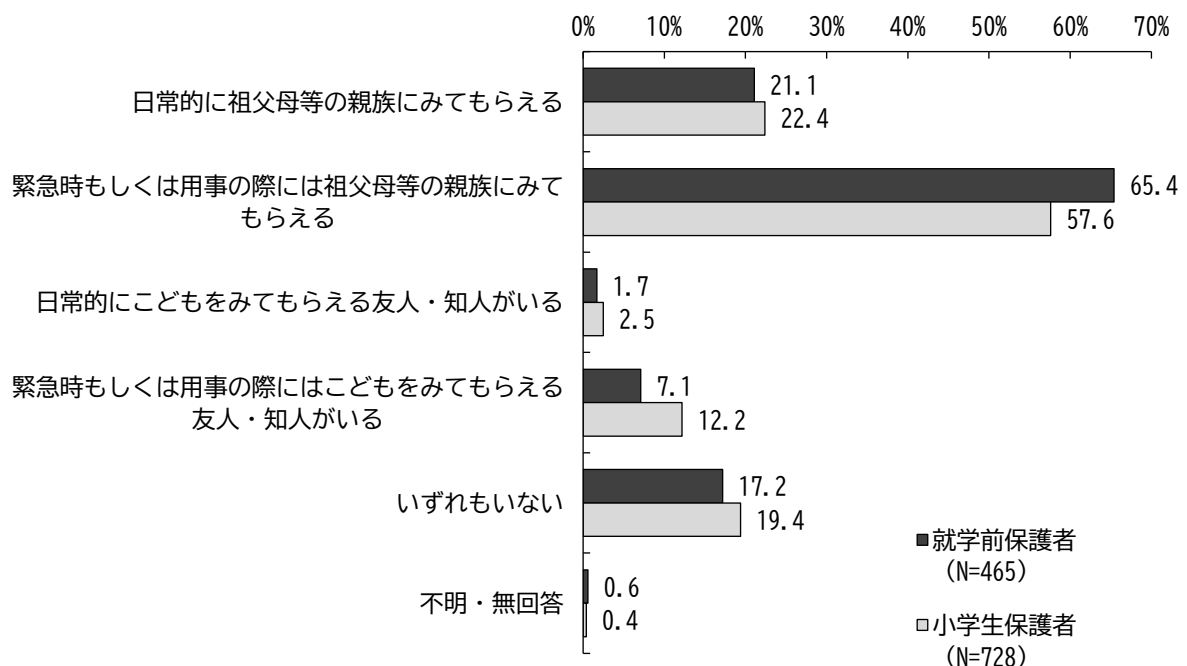


(3) 子育ての孤立の状況

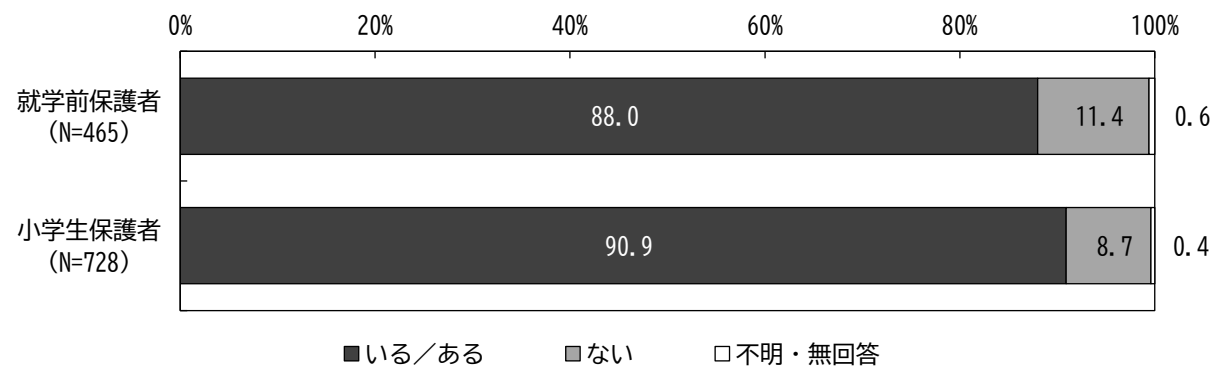
- ・日頃こどもをみてもらえる人の有無については、「日常的に」あるいは「緊急時もしくは用事の際」に「いずれもない」という回答が、就学前保護者で 17.2%、小学生保護者で 19.4% となっています。
- ・子育てや教育について気軽に相談できる人・場所の有無については、「ない」という回答が就学前保護者では 11.4%、小学生保護者では 8.7% となっています。調査方法が異なるため単純な比較はできませんが、就学前保護者については前回調査（就学前保護者 4.3%、小学生保護者 8.6%）より多くなっています。
- ・「子育ては孤独だと感じる」ことについて、就学前保護者の 30.1%、小学生保護者の 28.7% が「あてはまる」または「どちらかというにあてはまる」と回答しています。

⇒周囲の支援を受けにくい、または孤独だと感じる状況の中で子育てをしている保護者が一定数いることが示されており、その割合が増加している可能性があります。保護者に寄り添い支援する機関の認知度の向上をはじめ、保護者が支援を受けやすい情報発信や環境整備が求められます。

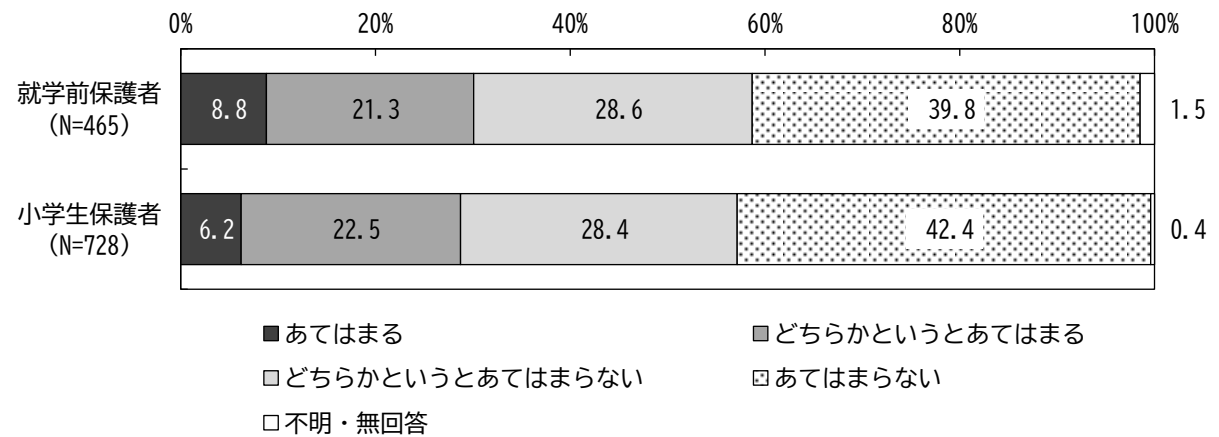
■日頃こどもの面倒をみてもらえる人の有無



■子育てや教育について気軽に相談できる人・場所の有無



■これまでの子育ての中で「子育ては孤独だと感じる」ことについて

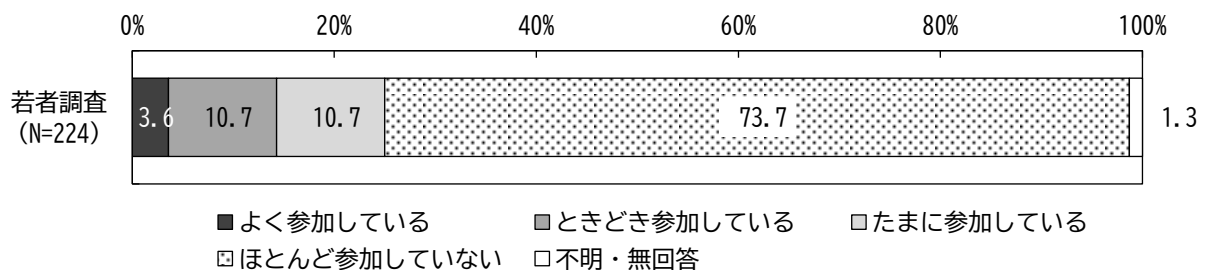


(4) 若者の状況について

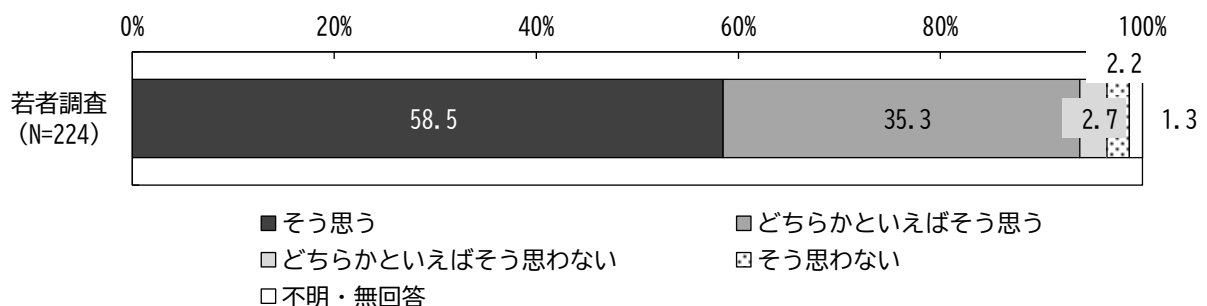
- ・地域の活動については、73.7%が「ほとんど参加していない」と回答しており、地域との関係は希薄な若者が多いことがうかがえます。
- ・一方、野々市市は生活するのに良いところだと思うかについては、「そう思う」という回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は、93.8%となっています。また、これからも野々市市に住みたいと思うと回答した若者が8割を超えています。
- ・これからの若者のために、野々市市に必要な取組については、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が77.2%、次いで「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が37.9%となっています。

⇒地域とのかかわりが希薄な若者が多い一方、野々市市は生活するのに良いところと感じ、住みたいと考えている若者が多くなっています。進学の支援や困難を抱えるこども・若者の包括的な支援についての関心が高くなっており、若者を支える地域づくりを進めていくことが課題となります。

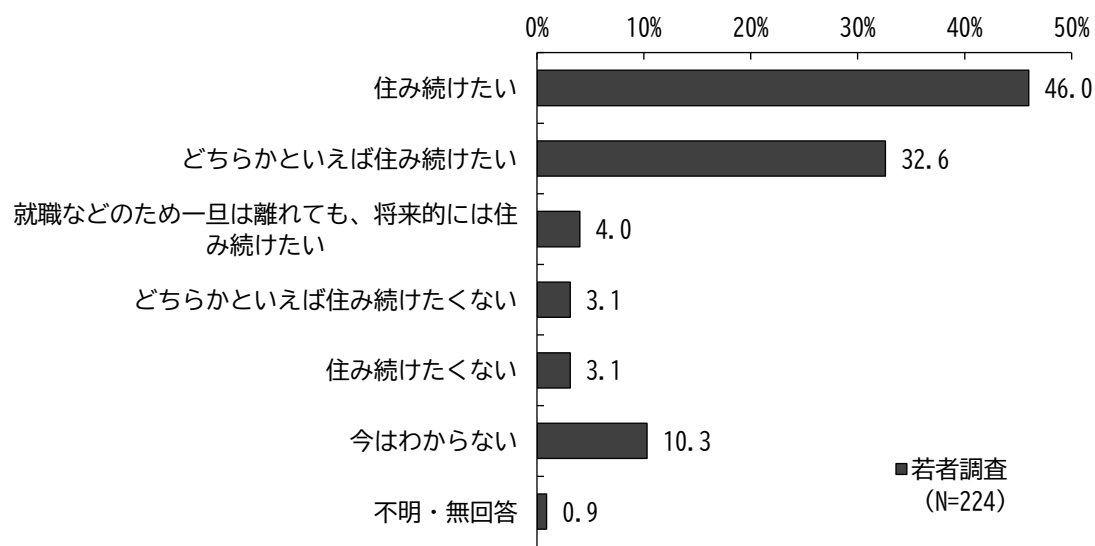
■地域の活動（PTAや保護者会を含む）や行事にどの程度参加しているか



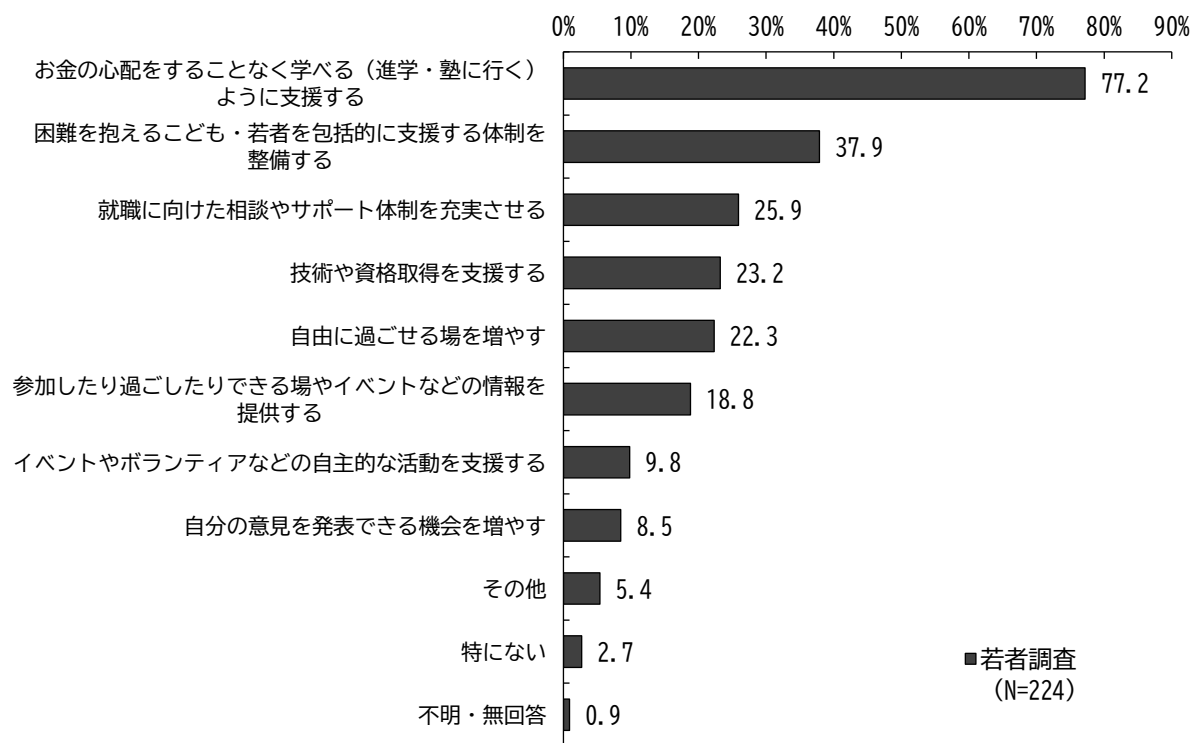
■野々市市は生活するのに良いところだと思うか



■これからも野々市市に住み続けたいと思うか



■これからの若者のために野々市市に必要な取組



3 地域の現状を踏まえたこども・若者支援と子育て支援の課題

(1) 働く女性の増加と保育ニーズの上昇

全国的な少子化の動向は、人口が増加傾向で推移してきた本市においても同様であり、今後は総人口が増加していく一方で、こどもの人口は減少が見込まれています。子育て世代の母親の就労率が上昇しており、保育ニーズの増加が見込まれます。3歳から5歳については、これまでも9割以上が就園しており、ニーズの増加余地は大きくありませんが、0～2歳の保育ニーズは上昇傾向で推移しており、引き続き上昇が見込まれます。また、小学校入学後の放課後児童クラブの利用ニーズについても増加が見込まれており、ニーズに応じた体制の整備が求められます。

(2) 潜在的な子育て支援のニーズ

一時預かりやショートステイ等の不定期の預かり等の支援については、実際に利用している保護者は少数である一方で、利用の希望を持っている保護者は実際に利用している保護者より多く、潜在的なニーズが大きいことがうかがえます。「子育て支援センター」「児童館」等の施設についても、これまで利用していない人で利用希望を有する人があり、発達相談センターについても約半数の保護者が、必要があれば利用してみたいと回答しています。こうした子育て世帯のニーズに応え、必要な家庭に必要な支援が届く体制づくりが求められます。本市は県内では核家族の割合が高く、きょうだい数が少ない傾向が統計では示されており、子育てのサポートが受けられ、安心してこどもを産み育てることのできる環境の充実は引き続き課題となります。

(3) 子育ての孤立への対応

新型コロナウイルス感染症の影響で、園や地域の活動が縮小されたり途絶えたりすることが全国的に問題となっており、地域や保護者のつながりをつくり直していくことが求められています。本市においてもこどもの世話や子育ての相談相手がおらず、周囲の支援を受けにくい状況で子育てをしている保護者がいること、その数が増えている可能性があることがアンケート調査では示されています。子育てにおける孤立は、不安感、負担感の増大や虐待等につながる恐れもあり、周囲のつながりを感じたり、支援を求めたりしやすい環境づくりが求められます。保護者に寄り添い切れ目のない支援を提供することが期待される子ども家庭総合支援拠点の市民における認知度は現状ではかなり低くなっており、これらの支援体制について広く周知し、子育てに困難を抱えた保護者が相談しやすい体制づくりが求められます。

（４）若者への支援

本市で生活する多くの若者が、本市の環境を生活するのに良いところだと感じ、本市に住み続けたいと感じているということは、本市の特徴的な調査結果として示されています。一方で、地域とのつながりがほとんどない若者が多くなっており、統計では子育て世代にあたる年齢層の転出超過もみられます。多くの若者が地域とつながりを持つことができる環境を整え、本市を子育てしやすいまちと感じられるような取組を推進することは、子育て世代の流出を防ぎ、こども人口の減少に歯止めをかける取組としても効果的であると考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

これまで本市では、2期にわたる「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、地域、事業者、行政等が一体となって、子育て支援に関する様々な取組を進めてきました。

市の第二次総合計画では、市の将来都市像を「かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティののいち」と定め、子育て支援のめざす姿として「妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援と子育て環境の充実を図り、子どもの誕生や成長に喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」「子どもの人権が守られ、全ての子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会」を掲げています。

また、国の「こども大綱」においても、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の共通の基盤となる取組として、「こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を掲げており、多様なこども施策を通じてこどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成していくことが重要であるとしています。

本市では、総合計画で掲げためざす姿と「こどもまんなか野々市市」の実現に向けて、こども本人や子育て家庭への切れ目のない支援のさらなる充実と、心かようやさしい地域社会の創造に取り組むため、本計画の基本理念を以下の通り掲げます。

基本理念

**次代を担うこども・若者の幸せと、
子育てしやすい環境づくりを、
地域が一体となって育むまち、ののいち**

2 基本目標

基本理念を実現するため、本計画の基本目標として以下の6つを設定し、施策を推進します。

基本目標1 こどもの人権の尊重と安全・安心な支援体制づくり

児童虐待の早期発見、早期対応など、関係機関や専門家との連携により、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めるとともに、犯罪や事故などからこどもを守るため、関係機関や地域住民等との連携による見守り活動などにより、安全・安心な環境づくりをめざします。

こども・若者にかかわる施策・事業をはじめとして、様々な場面で当事者となるこども・若者の意見が尊重されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

基本目標2 安心してこどもを産み、育てることができる社会づくり

安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに育つように支援し、母子保健に関する施策や小児医療体制の充実をめざします。

障害のあるこどもを養育している家庭やひとり親家庭等、特別な支援を必要とする家庭等に対して関係機関と連携し適切な支援を提供します。

基本目標3 こどもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後におけるこどもの安全な居場所の確保などにより、こどもが心身ともに豊かにたくましく育つ環境づくりをめざします。

基本目標 4 若者が社会の一員として自分らしく成長する環境づくり

こどもや若者の社会参画を進めることは、こども・若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。全てのこどもや若者が、自分らしく健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちをめざして、主体的に学び・体験する機会の提供や就労支援の充実のほか、生活基盤の安定を図り、若者が将来に希望を持てるよう、社会全体で支える機運を醸成します。

基本目標 5 子育てと仕事の両立ができる社会づくり

父親と母親がともに協力して子育てに取り組み、子育てと仕事とのバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現を推進するとともに、保育・教育の多様なニーズに対応する子育て支援サービスの充実により、仕事と子育ての両立を支援します。

基本目標 6 こどもと子育てを支援する地域づくり

子育て世代が孤立して悩みを抱え込まないように、子育てに関する情報提供の充実や子育て中の不安や疑問などを気軽に相談できる子育て相談支援に取り組むとともに、子育て家庭同士の交流を促進します。

また、地域全体でこどもを育む機運を醸成するため、多世代交流の活性化などによる地域における子育て、子育てを積極的に支援します。

3 本計画の推進とSDGs

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において定められた、令和 12（2030）年までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標としての SDGs（持続可能な開発目標）は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

本市は、SDGs の達成に向けた優れた取組を行う都市として、内閣府から「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業」に選定されるなど、積極的な取組を推進しており、本計画もその一環に位置づけられます。17 のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」については、特に本計画と関連の深いテーマとなっており、これらのめざす方向性を同じくする SDGs の実現に向け、計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 施策体系

計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。また、それぞれの基本目標に特に関連の深いSDGsをロゴで示します。

基本目標	基本施策	SDGs
基本目標1 こどもの人権の尊重 と安全・安心な支援 体制づくり	(1) こどもの人権の尊重 (2) 児童虐待の防止 (3) 安全な環境づくり	   
基本目標2 安心してこどもを産 み、育てることがで きる社会づくり	(1) 母子のこころとからだの健康支援 (2) 食育や思春期保健対策の推進 (3) 援助を必要とするこどもや家庭への 支援の充実	   
基本目標3 こどもが心豊かにた くましく育つ環境づ くり	(1) 家庭の教育力の向上と次代の親の育成 (2) 心豊かでたくましい人を育てる教育 (3) 地域の教育力の向上	 
基本目標4 若者が社会の一員と して自分らしく成長 する環境づくり	(1) 希望する進学・就労への支援 (2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に 対する支援	 
基本目標5 子育てと仕事の両立 ができる社会づくり	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 男女の協力による子育ての推進 (3) 仕事と生活の調和の推進	  
基本目標6 こどもと子育てを支 援する地域づくり	(1) 子育て・子育てを支える地域づくり (2) 子育て交流の促進 (3) 子育て支援に関する情報発信	  

5 重点施策

基本理念の実現に向け、6つの基本目標を施策の柱として総合的なこども・若者支援と子育て支援の取組を実施しますが、本市の現状と課題を考慮して、本計画の5年間を通じて、特に重点的に取り組む必要がある課題や優先性の高い施策を重点施策として設定します。

（１）乳幼児期の教育・保育サービスの確保と充実

保護者の就労状況の変化や、就学前教育・保育の無償化等を背景として、就学前保育の利用率の上昇傾向が続いており、一方で就学前教育の利用が減少しています。特に、1歳児、2歳児の保育については、今後も利用率の上昇が見込まれており、少子化による影響との両方を考慮しながら、引き続き受け皿の確保を進めていく必要があります。

教育・保育サービスの内容については、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいた取組を進めてきたところですが、引き続き人材の確保・育成や良好な教育・保育を可能とする環境整備等の観点から、充実を図ります。

また、令和8年度から新たな通園制度として創設される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」についても、就学前教育・保育施設と連携しながら、受け皿の確保を進めます。

（２）切れ目のない子育て支援サービスの提供

仕事と子育ての両立が求められる家庭が増加していることや、周囲の支援を受けにくい環境で子育てしている核家族世帯の保護者が多くいることを踏まえ、全ての子育て家庭に必要な支援が届き、安心して子育てができるよう、妊娠期から就学期にかけての切れ目のない子育て支援サービスの提供を図ります。

また、アンケート調査で示された潜在的な利用ニーズの存在も考慮して、支援を受けるための情報提供や手続き等を含め、子育て家庭が利用しやすい支援を充実させていく必要があります。特に放課後児童クラブについては今後利用率の上昇も見込まれており、受け皿の確保を進めていく必要があります。

（３）子育ての孤立を防ぐ取組の充実

こどもの世話を頼んだり、子育てについて相談したりなど、周囲の支援を受けにくい状況で子育てをしている保護者が一定数存在し、その割合が増加している可能性があることがアンケート調査では示されています。新型コロナウイルス感染症の影響で、地域における保護者同士のつながりづくりが難しい時期があったことの影響も考えられ、子育て世帯の孤立を防ぐ取組を強化していくことが求められます。

妊娠期からこども、子育て家庭に関する相談支援の窓口となるこども家庭センターを令和７年度に開設し、保護者の状況に寄り添った支援を進めていくほか、子育て支援センターや就学前教育・保育施設等が連携し、子育て中の保護者が支援につながりやすい環境づくりに努めます。

（４）こども・若者と子育て家庭を支える地域づくり

令和５年４月に施行されたこども基本法では、全てのこどもが「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」をはじめとする基本理念を定め、こども施策におけるこどもの権利の確保や意見の尊重を進めていくことを求めています。こども・若者が社会の一員として、その権利や意見が大切にされる地域をつくっていく必要があります。また、子育て家庭だけではなく、こども・若者自身が支援を求めることができる、必要な支援につなげられる体制づくりも必要です。

若者を対象としたアンケート調査では、野々市市に住み続けることや生活のしやすさについては肯定的な回答が多い一方、地域とのつながりは薄い傾向がうかがえます。乳幼児期から学齢期を経て一人の市民として成長していく過程を支え、見守ることのできる地域づくりを進めていくことで、多くの若者がまちに愛着を感じ、より一層住み続けたいと思うことのできるまちづくりに取り組みます。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ こどもの人権の尊重と安全・安心な支援体制づくり

(1) こどもの人権の尊重

◆◆施策の方向◆◆

子どもの権利条約では、こどもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体として明記されています。こどもも大人と同様、一人の人間としての人権を認め、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も守られなければなりません。こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要な施策を推進します。

- こどもが生命と自由を確保し幸せに生きる権利を持つ主体であることを、市民が広く理解・認識できるように、こどもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。
- こどもが互いに尊重し合い、自分と相手の生命を大切にできるように、幼児期から家庭や地域、教育・保育機関等と一体となって人権教育を進めます。
- 多様な価値観や背景を持つこどもや大人が、互いを尊重しながら成長できる環境づくりのため、ジェンダーや障害、多文化共生に関する啓発や相談支援体制の充実に努めます。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①社会参画や意見表明の機会の確保	家庭や地域、学校、行政などの様々な場において、こどもの参加の権利が尊重され、こどもが意見を表明する機会が確保されるよう、こどもの人権についての啓発に努めます。また、こども・若者の意見の施策・事業への反映について、こども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえた取組の推進を図ります。
②こどもに対する人権尊重の意識づくり	自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を育成するため、人権教育の一層の充実に努めます。
③こどもに関する相談・支援体制の充実	こどもの障害、非行、育成等の様々な不安や悩みを抱える保護者に対し、関係機関と連携のもと、相談・支援体制の充実に努めます。
④ジェンダー・障害等に関する格差の解消	性別や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性、多様な障害等についての理解を促進するため、学校、地域、関係機関等との連携を図りながら、相談窓口の周知に努めます。

施策・事業名	事業内容
⑤多文化共生の推進	野々市市国際友好親善協会主催の交流イベントや日本語教室などを通じて、海外にルーツを持つ住民と日頃から交流する機会を持ち、地域での共生に向けて必要な取組を推進します。

(2) 児童虐待の防止

◆◆施策の方向◆◆

児童虐待やDVは、こどもや被害者、さらには加害者までもが、心と体に深い傷を残します。近年、本市では、住民の児童虐待等への意識の高まりを背景に、児童虐待の通告件数等が増加傾向にあります。こうした中、「野々市市虐待防止等協議会」が中心となり、虐待の未然防止や早期発見・対応をさらに強化していく必要があります。

- こどもに対する虐待を未然に防止するため、育児不安を抱える親などに対する相談活動の充実、虐待を見聞きした際の通報の徹底等について広報・啓発していきます。
- 児童相談所をはじめ、市関係部局、保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校、医療機関、警察などの関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置し、保護者の孤立感や不安感に寄り添う体制を強化することで、虐待の未然防止にもつながっていきます。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①児童虐待の防止	児童相談所をはじめ、市関係部局、保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校、医療機関、警察など関係機関との連携体制を一層強化します。
②オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止法が施行された11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間とされており、児童虐待防止のための広報・啓発活動などに取り組みます。
③こども家庭センターを中心とした支援	こども家庭センターを中心に地域のネットワークが一体となり、子育てに困難を感じる家庭やこども・若者のSOSをできる限り早期に把握し、専門職員等による養育環境の確認や、訪問家事支援等の家庭支援を行うなど、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を提供します。

(3) 安全な環境づくり

◆◆施策の方向◆◆

こどもが交通事故や犯罪に巻き込まれる事件は、全国で後を絶ちません。特に近年では、インターネットを介して犯罪被害に遭うばかりでなく、こども・若者自身が加害者となってしまうケースも発生しており、インターネットとの正しい付き合い方について啓発が必要です。

また、令和6年に発生した能登半島地震は、被災地に甚大な被害をもたらし、こども・若者の育ちや学びの環境等にも大きな影響が出ています。本市においても、今後想定される災害に応じた避難計画の策定や避難訓練の実施をはじめ、災害への備えを強化していく必要があります。

こどもの生命を守り、犯罪や事故、災害からの安全を確保するため、社会全体でこどもを見守る体制づくりを推進するとともに、安全で災害に強い公共施設等の整備を進めます。

- 歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう、安全性に配慮した道路環境の整備に努めるとともに、保育園や認定こども園における園外活動の経路等について、道路管理者や警察等と連携し一斉点検を実施するとともにキッズゾーンの設定について検討します。
- こども・若者が、事件・事故に遭わないための知識や、危険を察知して警戒する力を身に付けることができるよう、家庭・学校・地域が連携して、年齢に応じた防犯教育に取り組みます。
- 地震や洪水などの大規模な自然災害に適切に対応できるよう、学校における防災教育や避難訓練、地域における避難訓練など防災体制の強化を図ります。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①自転車安全利用推進事業(自転車りんりんマナーアップキャンペーン)	自転車ルールやマナー向上を啓発する街頭指導の実施、小中学校自転車教室の開催、その他広報啓発活動を実施します。
②幼児交通安全教室	市内幼稚園、保育園等周辺の横断歩道などの危険箇所の手前に「絵柄入りとまれ」シールを貼ることにより、左右の安全確認を促し、園児の交通事故防止を図ります(隔年実施)。園児が交通事故に遭わないようにDVDや模擬横断歩道などを使った幼児交通安全教室を実施します。
③ランドセルカバー贈呈事業	市内小学1年生全児童に配布します。
④通学路街頭指導	交通安全運動期間中や毎月1日、15日の交通安全日など、通学路の交差点にて街頭指導を実施します。
⑤新入学交通安全教育	新入学児童を対象に、交通安全教室を実施します。

施策・事業名	事業内容
⑥防犯対策事業	こども見守り隊による通学路の監視や、ほっとH O Tメール登録者への防犯情報メール配信、中学校・高校・大学における自転車盗難防止キャンペーンの実施、防犯の合言葉「いかのおすし」の啓発推進を実施します。
⑦安全なインターネット利用の啓発	主体的に情報通信技術を活用できる能力や情報リテラシーの習得、適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発やインターネット巡視活動等を実施します。
⑧A E D（自動体外式除細動器）設置	幼保小中学校などの公共施設にA E D（自動体外式除細動器）が設置してあります。全市立保育園においては、保育士全員が普通救命講習Ⅱを受講し、万が一、誰かが突然倒れた場合にはA E Dを活用して救命できる体制を整えます。
⑨事故防止教育	乳幼児健康診査や相談等で家庭内での事故防止パンフレットを配布し、こどもの事故防止に関する知識の普及や教育を実施します。
⑩スクールバス	学校から遠方に居住する児童が、安全で快適に登下校できることを目的に、民間バスを借り上げて専用のスクールバス運行を実施します。
⑪園外活動における経路の一斉点検	園外活動時の経路等について、道路管理者や警察と連携し、危険個所の点検を実施します。
⑫洪水時の避難確保計画の策定	最新の洪水避難地図（洪水ハザードマップ）を基に、児童福祉施設等における「洪水時の避難確保計画」の策定を促すとともに避難訓練等について助言・指導を行います。

基本目標 2 安心してこどもを産み、育てることができる社会づくり

(1) 母子のこころとからだの健康支援

◆◆施策の方向◆◆

こどもが健やかに生まれ成長していくには、こどもの健康のみならず親が健康であることが何よりも大切です。全ての妊婦が安全に安心して出産できるよう、健康診査の確実な受診を促進するとともに、保健師等が妊婦健康診査未受診者を把握した時には電話連絡や訪問、医療機関と連携し状況の把握と健診の受診勧奨を行います。

また、各種健診や支援の機会を通して、産後の不調や育児不安がある方を丁寧に把握し、心身のケアや育児のサポート、育児に関する相談支援などを切れ目なく展開し、母子に対する包括的な支援を推進します。

- 妊産婦健康診査への助成や、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」による乳児家庭全戸訪問、妊婦等包括支援などを着実に進め、母子の健康確保に必要なかつ適切な支援につなげるよう努めます。
- 「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実と、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の強化を図ります。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき母子健康手帳を交付します。この手帳は、予防接種や健康診査等の記録として健康管理に利用できます。
②妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。 妊婦のための支援給付と一体的に実施することで、より効果的な事業の実施をめざします。
③医療機関委託健康診査	妊産婦の健康診査費用を公費負担します。
④里帰り健診等費用助成	里帰りや多胎妊婦、出産予定日を超えて自費で受けた健診費用の助成をします。
⑤こんにちは赤ちゃん訪問事業	こどもが生まれた全ての家庭に訪問し、母子の健康や子育て支援に関する情報提供を行います。
⑥7か月児相談・10か月児相談	こどもの発達に応じた育児力の形成を支援するため相談事業を実施します。

施策・事業名	事業内容
⑦乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達をめざし、4か月児、1歳6か月児、3歳4か月児の健康診査を行い、疾病・異常の早期発見や育児支援を行います。
⑧予防接種事業	重症化の恐れがある感染症の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。
⑨県外定期予防接種助成事業	定期予防接種を県外で受けた場合の費用を助成します。
⑩歯科保健指導事業	歯科疾患の予防や早期発見・早期治療のためにこどもの発達に応じ、各相談、健診事業において歯の衛生に関する知識を情報提供し、1歳6か月児健康診査、3歳4か月児健康診査では歯科衛生士によるブラッシング指導をします。 妊娠中の歯科健康診査費用を公費負担します。 歯の健康フェスタを実施し、歯科検診や相談、フッ化物塗布を行います。
⑪休日当番医	休日の緊急疾病等に対し、応急医療を行っています。
⑫小児救急に関する情報提供	こどもの急な疾病に家族が日頃対応できるよう「こどもの救急」の配布や「夜間小児救急電話相談」の情報提供を行います。
⑬金沢広域急病センター	夜間の急な病気に対する、診療や応急処置を行います。
⑭子ども予防接種費用助成事業	感染症のまん延防止及びこどもの健やかな育成を図るため、0歳から中学校3年生までのこどもが任意の予防接種を受けた場合、費用の一部を助成します。
⑮産後安心ヘルパー派遣事業	産後の体調不良や心身の疾病のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣することにより、こどもが健やかに育つ環境づくりを推進します。
⑯こども家庭センターを中心とした支援（再掲）	こども家庭センターを中心に地域のネットワークが一体となり、子育てに困難を感じる家庭やこども・若者のSOSをできる限り早期に把握し、専門職員等による養育環境の確認や、訪問家事支援等の家庭支援を行うなど、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を提供します。
⑰不妊治療費助成事業	不妊治療にかかった費用のうち、治療費の一部を助成します。（妻の年齢制限あり）
⑱出産育児一時金	出産費用の負担を軽減するため、国民健康保険被保険者の出産時に、出産児1人につき50万円（産科医療補償制度対象外の場合は48万4千円）の出産育児一時金を支給します。
⑲出産費貸付金	出産育児一時金の支給が見込まれる場合に、50万円（産科医療補償制度対象外の場合は48万4千円）の10分の8を限度として、出産に要する資金を貸付けます。
⑳低所得妊婦への初回産科受診料の助成	低所得世帯の妊婦を対象に初回産科受診料の一部を助成します。

施策・事業名	事業内容
②① プレ妊活健診 助成事業	将来出産を希望する夫婦が夫婦それぞれの健康状態のチェックと妊娠に関する正しい知識を学ぶための「プレ妊活健診」を実施します。
②② 産後ケア事業	産後1年未満の母子に対し、助産師等の看護職が母親の身体的回復と心理的な安定を促すためケア等（母親の身体ケア、授乳指導、育児の指導相談など）を実施します。
②③ 聴覚スクリーニング検査費用助成事業	新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成します。
②④ 新生児用品購入支援事業	出産後の家庭の経済的負担を軽減することを目的に、新生児用品などを購入する際に利用できる購入助成券「ののいち子育て応援券」を交付します。
②⑤ ののいちっ子 木育事業	乳幼児期から木製品などを通して木を身近に感じることで、豊かな心を育むことや、県産材の利用促進及び森林環境保全の理解推進を目的に、新生児一人につき一つ「白山麓つみきセット」を贈呈します。

（２）食育や思春期保健対策の推進

◆◆施策の方向◆◆

思春期のこどもを取り巻く環境は複雑化し「いじめ」「不登校・中退」「ひきこもり」「依存症」「虐待」「自死」「喫煙・飲酒」等多様なリスクが顕在化しています。これらの問題は、心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、生活習慣病の発症や次世代を産み育てることへの影響も心配されます。こども・若者が心身共に健やかに成長できるよう、必要な支援を展開します。

- こども・若者が望ましい食習慣を習得できるよう、栄養バランスのとれた安全・安心な給食の提供や、食に関する体験や情報発信等、児童生徒や保護者への食育の推進に取り組みます。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、こどもを見守る意識を醸成するとともに、地域全体でこどもが課題を抱える前の予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期の支援につなげられるような環境整備に努めます。
- 不登校及び不登校傾向の児童生徒が安心できる居場所として、社会的な自立をめざすための適切な指導や学校復帰のための支援を行う「ふれあい教室」を実施するほか、地域や関係団体と連携して、自分の居場所が持てず、不安や悩みを抱えたこども・若者が安心して過ごすことができる場の確保を図ります。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①学校給食	平成15年4月から中学校の給食を開始し、『心をはぐくむ学校給食習慣』を掲げ、目的としてはバランスのとれた食事を提供し、健康増進、体力の向上を図るものとしています。また、食事の作法・マナー、食品の組み合わせ、栄養素のバランスなどを学び習得させる場としての役割を図ります。
②食育推進事業	食育推進計画に基づき、全市民を対象とした食育の取組を行います。また、こどもを対象として、食生活改善推進協議会等の協力を得ながら、朝食の必要性と、三色栄養素のバランス等を伝える保育園等での食育、親子料理教室等の食育事業を実施します。
③教育センター事業（教育相談・教育支援）	学校や家庭における教育上の諸問題について、臨床心理士と指導員が、児童生徒及び保護者の悩みや不安の相談を受けます。
④少年育成センター運営事業	少年育成指導を総合的に推進し、少年の非行・被害防止と健全育成を図ります。また、いじめやトラブルに関する相談の受付も行います。
⑤青少年健全育成地域活動推進事業	“ののいちっ子を育てる”市民会議に青少年健全育成・地域活動推進事業を委託し、家庭、学校、育成団体及び地域が一体となった活動を行います。
⑥こども・若者の自殺対策	誰も自殺に追い込まれることがないよう、ゲートキーパー等の自殺対策を支える人材の育成や、学校・地域における見守り体制の強化に取り組みます。 また、こども・若者が悩みを抱えたときに助けを求めることができるよう、SOSの出し方教育やこどもの人権SOSミニレターの配布等、こころの健康の保持に関する教育を実施します。

(3) 援助を必要とする子どもや家庭への支援の充実

◆◆施策の方向◆◆

厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下のこどもの貧困率は11.5%となっています。また、こどもがいる現役世帯のうち、「大人が一人」の世帯では貧困率が44.5%となっており、ひとり親世帯における貧困率が高くなっています。貧困状態にある世帯で育つこどもは、医療や食事、学習、進学等の面で極めて不利な状況に置かれ、地域や社会から孤立し、将来も貧困から抜け出せない（いわゆる負の連鎖）傾向にあることが明らかになりつつあり、この貧困の連鎖を断ち切るための対策が必要です。

また、保育園・認定こども園・学校等において、発達障害など配慮が必要なこどもが増加の傾向にあります。本市では、令和4年3月に「第3次野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）」を策定し、個々の教育的ニーズに対応した特別支援教育の実施や合理的配慮の提供に取り組んでいます。今後も、障害のあるこども・若者やその家族が安心して生活し、充実した教育を受けられるよう、知的・肢体不自由・自閉・情緒など障害種別や特性、程度に合わせた支援の検討や理解の促進が必要となっています。

- こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えているこどもとその家庭を支援し、こどもの貧困対策を推進します。
- 保育施設や各学校において、特別な支援が必要なこどもが増えている中、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導、支援を行うよう事業の充実に努めるとともに、障害の原因となる疾病などの早期発見・早期治療・療育の推進のための体制拡充に努めます。
- 医療的ケアを必要とするこどもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組に努めます。
- こどもの医療費助成や児童手当の給付などを通して、子育てに関する経済的な支援を行い、社会の多様化、教育費の高騰などによる子育て環境の変化に対応し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るための支援を進めていきます。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①こどもの貧困対策の充実	家庭の経済状況等にかかわらず、質の高い教育を受け、こども・若者がそれぞれの夢に挑戦することができるよう、誰もが等しく学習する機会を提供します。また、支援を必要とするこどもや家庭に必要な援助が届くよう、各種支援制度について、積極的な情報提供を実施します。 様々な課題を抱えるこどもに対し、必要な支援に確実につなげるため、県が配置しているスクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図ります。

施策・事業名	事業内容
②生活の安定に向けた支援	多様かつ複合的な困難を抱えるこども・若者や子育て当事者が、社会的孤立に陥ることがないように、個々の家庭に応じた相談支援を実施します。また、安心・安全で気軽に立ち寄ることができる居場所の充実を図るなど、生活の安定に向けた支援を実施します。
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援	子育て当事者の安定的な経済基盤を確保するため、単に職を得るにとどまらず、所得の増大等、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。特に、ひとり親家庭においては、個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや石川県等の関係機関と密接に連携したきめ細やかな就労支援を実施します。
④生活が困難な状態にある家庭への支援	生活困窮家庭やひとり親家庭等の生活が困難な状況にある家庭に対して、それぞれの家庭状況を適切に把握し、関係機関と連携を図りながら、就労や経済的支援等の生活に資するための支援を実施し、自立を促進します。
⑤ヤングケアラーの実態把握と支援	ヤングケアラー※の問題をはじめとして、家庭において支援が必要な状況にあるこども・若者について、学校等の保育・教育機関を通じた実態把握を進めるとともに、教育と福祉の関係者が連携した支援体制を確保します。 ※ヤングケアラーとは、法律上は「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されており、通常の「お手伝い」の範囲を超えて、家事や家族の世話・介護等を過重に負担させられた状態にあるこども・若者のことをいいます。
⑥外国にルーツを持つこどもとその家庭の支援	ののいち日本語教室の開催など、外国人が気軽に相談できる機会の提供を通じて、本市に在住している外国人のこども・若者とその家族が安心して過ごすことができる環境づくりを推進します。
⑦社会的擁護を必要とするこども・若者への支援	社会的養護※を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等を行うとともに、児童養護施設等の充実、里親の確保等に取り組みます。また、社会的擁護経験者が進学・就学等において孤立や困難を経験しやすいことを踏まえ、関係機関が連携して支援のあり方を検討します。 ※社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

施策・事業名	事業内容
⑧子育て支援医療費助成	0歳から18歳になって最初の3月31日までににかかった医療費(健康保険適用分)を助成します。ただし、健康保険から付加給付や高額療養費が支払われる場合は、その金額を差し引きます。
⑨児童手当	次世代の社会を担うこども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、高校を卒業するまでの児童を対象に児童手当を支給します。
⑩保育料の負担軽減の実施	満3歳以上児は無料、所得やこどもの年齢にかかわらず第二子を半額とし、第三子以降は無料とします。また、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は第二子も無料とします。
⑪就学援助制度	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費など学校で必要な費用の一部援助を行います。また入学支援準備金として入学前の12月に就学援助費の新入学学用品費相当額を支給します。
⑫ひとり親家庭等医療費助成	児童(18歳になっての最初の3月31日まで。障害のある児童は20歳未満)を監護している母子・父子家庭の親と児童、または父母のいない児童の医療費を助成します。(親のみ自己負担あり・所得制限あり)
⑬児童扶養手当	父母の離婚などにより父または母と生計を別になっている児童(18歳になっての最初の3月31日まで。障害のある児童は20歳未満)を養育している母子(父子)家庭などに支給します。(所得制限あり)
⑭高等職業訓練促進給付金制度	児童扶養手当を受給、または同程度の所得水準にある方が、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士のいずれかの資格を取得するために養成機関において2年以上修業する場合、給付金を支給し、修業期間中の生活の不安を解消し、資格取得をサポートします。
⑮自立支援教育訓練給付金制度	児童扶養手当を受給、または同程度の所得水準にある方が、就業やキャリアアップのために必要と認められる教育訓練講座を受講する場合、経費の一部を助成し、母子家庭の自立の促進を図ります。
⑯ひとり親家庭児童の放課後児童クラブ保育料の助成	放課後児童クラブに入所している児童を持つひとり親が負担する保育料を、一部助成します。
⑰ひとり親家庭のこどもの生活・学習支援	学生ボランティアによる、ひとり親家庭の小学生児童に対する学習支援の場の提供を行います。

施策・事業名	事業内容
⑱多子世帯の放課後児童クラブ保育料の助成	放課後児童クラブに入所している児童を持つ多子世帯の家庭が負担する保育料を、一部助成します。
⑲交通災害等遺児すこやか資金	交通事故等で父または母を失った義務教育修了前の遺児を励ますため、遺児を扶養している方にすこやか資金を支給します。
⑳障害児保育事業	障害や医療的ケアの必要な就学前児童について、保育園等において集団保育を行います。 障害児保育指導委員会で検討し、適切な保育士、看護師の加配に取り組みます。
㉑特別支援教育	障害のあるこども、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行います。
㉒短期入所事業	自宅で介護する人が病気等の場合に、障害のある子を施設等に短期間入所させて入浴、排せつ、または食事の介護等を行います。
㉓野々市市発達相談センター	野々市市内に在住の発達の気になる幼児から成人までの方とその家族を対象に、心身の発達に関する相談や支援の総合的な窓口として関係機関と連携し継続的にサポートを行います。
㉔石川県発達障害支援センター	発達障害の方々を中心として、発達上の困難をお持ちの方やその家族等のための専門の支援センターです。相談や助言、福祉制度の利用方法、療育機関の紹介を行うほか、療育方法や教育への支援を行います。
㉕小児慢性特定疾患医療費公費負担制度	特定の疾患については、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の負担軽減のため、医療費の自己負担を公費負担します。 (石川県の事業)
㉖特別児童扶養手当	身体、知的、精神に障害のあるこどもを養育している方に手当を支給します。障害程度の認定基準が設けられており、所得制限もあります。(施設入所者は該当しません)
㉗障害児福祉手当	重度で永続する障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の障害のある子に対して手当を支給します。障害程度の認定基準が設けられており、所得制限もあります。(施設入所者は該当しません)
㉘障害者スポーツ交流大会	身体・知的・精神などの障害のある方が簡単なスポーツを通じて、体力増強や、多くの方々と交流できるように開催しています。
㉙公共運賃の割引	J R・バス・電車・航空運賃の割引があります。※障害者手帳の種類によって受けられる割引が異なります。

基本目標3 こどもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

(1) 家庭の教育力の向上と次代の親の育成

◆◆施策の方向◆◆

核家族化や少子化の進行により、乳幼児と接する機会がないまま育った世代では、こどもとどのように接したらよいのかわからないなど、育児に不安を持つ親も少なくありません。

人と人の支え合いの中で行われる子育てを通して、こどもの育ちに気づき、こどもの成長・発達を楽しみ、子育ての喜びを実感できる環境づくりを進めるとともに、「あらゆる教育の根幹は家庭にある」という家庭教育の重要性を伝えていくことが必要です。

●各関係機関が連携を図りながら、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援をめざしていきます。また、こどもの発達段階に応じて家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①ブックスタート事業	絵本の読み聞かせは「ことばで育む親子のきずなづくり」として、乳児と保護者があたたかく楽しいひと時を過ごすことを目的に、4か月児健康診査の際に啓発活動を行います。
②「家庭の日」の推奨	毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の大切さや家庭の役割を考える機会を推奨します。
③「ノーネット・ノーゲーム・ノーテレビデー」の運動推奨	インターネットやゲーム・テレビをやめて親子の対話や読書を楽しむため、毎月第1水曜日を「ののいち家族ふれあいの日」とする運動を推奨します。
④家庭教育推進事業	子育て中の親に対して様々な機会を活用して学習機会を提供し、家庭教育の推進を図ります。
⑤消費者教育の推進	小学5年生、中学2年生に対して、消費者教育出前授業を実施します。
⑥成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供(プレコンセプションケア)	栄養管理を含めた健康管理に加え、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けられるよう、プレコンセプションケアの取組を推進します。

(2) 心豊かでたくましい人を育てる教育

◆◆施策の方向◆◆

これからの学校教育は、変化の激しい社会を見守る児童生徒が生き抜くために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。市ではこどもたちの基礎的な知識・技能の習得と、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題解決する資質や能力の育成に取り組む必要があります。

- 知・徳・体のバランスのとれたこどもたちの育成をめざすとともに、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進していきます。
- 野々市市教育センターにおける教職員研修の充実や、各種主任等の研修会などを実施することで、主体的・対話的で深い学びからの授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立による教育活動の質の向上に取り組んでいきます。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①学校教育の充実と生きる力の育成	確かな学力（知）、豊かな人間性（徳）、健康・体力（体）の調和のとれたこどもの育成に向けて、地域や各学校の実情に応じた教育活動を推進します。
②教育センター事業(教職員研修)	教職員の資質や指導力の向上をめざし、教職員研修を実施しています。
③教育国際交流事業	中国広東省深圳市にある深圳小学と野々市小学校が 1985 年に友好国際関係を結びました。野々市市のこどもたちの国際感覚が磨かれ、友好の絆が深まっていくことを目的として、両市の小学校児童が隔年で相互に訪問します。
④ニュージーランド海外派遣研修事業	姉妹都市であるニュージーランド・ギズボーン市に市民を派遣し、学校・文化施設等の訪問やホームステイ（学生のみ）を通じて異文化に触れ、国際感覚を養うことを目的とする海外派遣研修事業を実施します。
⑤中学生の職場体験事業「わく・ワーク(work)体験」事業	中学生が3日間の職場体験を行い、望ましい職業観・勤労観を身に付け、将来を見つめながら集団や社会の中で主体的に活動する態度や能力を育みます。
⑥中学校部活動指導員配置事業	生徒の技能向上と、教員による部活動指導の負担軽減を図ります。

施策・事業名	事業内容
⑦学校評価及び学校公開の推進	学校評価により教育活動の成果の検証と改善を図り、学校公開や学校から地域への情報発信を通して、地域とともにある開かれた学校づくりを推進します。
⑧幼保小中高が連携した教育の推進	幼児教育・保育から小学校教育へのスムーズな移行、小学校教育から中学校教育へのスムーズな移行を進めるために、それぞれの連携を深め、課題への迅速な対応とこどもの健やかな発育の促進に努めています。市ぐるみでの幼年期から青年期まで一貫した教育の推進を図るため、生徒指導連絡協議会を設置し、各園及び各校の教職員が関係機関と連携して効果的な生徒指導と家庭教育支援を行っています。また、授業公開、交流などを通して、教職員の校種間交流を推進します。
⑨不登校など支援を必要とするこどもの支援	教員や県が配置しているスクールカウンセラー等の連携を強化し、いじめや不登校の問題に対し、早期発見・早期対応の体制の充実に努めます。 また、互いに思いやり、理解し尊重する道徳教育を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じたきめ細やかな学習や多様な活動の支援を行うなど、教育を受ける機会の確保や学校復帰に向けた支援を行います。

(3) 地域の教育力の向上

◆◆施策の方向◆◆

地域のつながりが希薄化しているといわれる中、「こどもを産み育てやすい環境づくり」を進めるには、子育て家庭が地域に見守られている、支えられているという実感を持ち、安心して地域生活を送ることができる地域社会を形成していく必要があります。地域の子育て力を高めることにより、家庭と地域がともに子育てに関わるまちづくりをめざします。

- 青少年の非行防止活動や、障害のあるこどもも含めたこどもの居場所づくりによる学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみのこどもの育成を推進していきます。
- 今後も健全育成活動の継続実施に努めるとともに、活動へのより多くの住民参画を促し、地域社会全体でこどもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施に関する具体的な方策として共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打ち合わせの場を設けます。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①校外育成活動の充実	地域の協力を得ながら、青少年の健全育成を図る事業を行います。
②魅力ある学校づくりと地域連携	各学校自らの創意工夫により、特色ある学校教育を推進し、魅力ある学校づくりをめざします。 コミュニティ・スクール活動をはじめとした学校と地域住民、保護者が連携した活動等、こどもの成長を地域全体で見守り、育む取組を推進します。
③児童館	0歳～18歳の子どもたちが自由に利用できる施設です。季節ごとの行事や小学生を対象としたクラブ活動、未就園児親子を対象とした活動、未来子育てネット（母親クラブ）等の活動を行います。 「野々市市公共施設個別施設計画」に基づき、既存施設の最適化及び長寿命化を図るため、建物及び周辺設備等の新設・更新・修繕を含めた大規模改修工事を行います。老朽化した児童館施設の改修の際は、こどもの意見を取り入れた居場所づくりのため、こどもの意見を反映した空間を整備します。
④図書館	学びの杜のいちカレードの豊富な図書と施設の特色を生かした催しを行い、子どもたちが身近に読書に親しめる環境をつくります。ブックスタートを実施して、乳幼児と保護者に読書の大切さや楽しさを伝えます。こどもの読書に関わる人や関連施設の活動を支援します。
⑤放課後児童クラブ	保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、授業の終了後や土曜日、長期休暇中に遊びと生活の場を提供し、児童の安全と健やかな成長を支援します。指導員の人材確保を進めるとともに、質の高い育成環境づくりに向け、各種研修等を通じた専門性の向上を図ります。 こどもが安全かつ快適に過ごせる環境を整備するため、老朽化した備品や遊具の修繕・更新・改修や、高効率で高輝度な照明設備（LED）への交換のほか、保育室、廊下、園庭等に防犯カメラの設置等を行います。
⑥放課後子ども教室	放課後の児童の安全・安心な居場所づくりのため、公共施設を活用し、地域の人たちや保護者等のボランティアによる協力のもと、様々な体験活動を行っています。こどもと地域の人々との交流を深め、地域社会全体におけるこどもたちを心豊かに育む気運を高めます。
⑦こどもの多様な居場所づくり	地域や団体と連携し、悩みや課題を抱えたこどもが安心して食事の提供や学習支援を受けることができ、自由に過ごすことができる場の確保を図ります。

基本目標 4 若者が社会の一員として自分らしく成長する環境づくり

(1) 希望する進学・就労への支援

◆◆施策の方向◆◆

こども・若者が、将来の夢を描くことができるよう、希望する進学・就労に向けた進路相談やキャリア教育、ハローワーク等と連携した就労支援をはじめ、それぞれの能力や個性を発揮できる環境、チャレンジを後押しできる社会への機運醸成に取り組めます。

- 次代の親となっていくこどもたちが、自身の将来について主体的に考え、親や家庭について学び、愛着形成の重要性について、理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。
- 就労機会の提供や相談支援を通じて、若者の社会への参画を支援します。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①キャリア形成支援やライフプランニング教育の推進	主体的な職業選択に向けたキャリア教育や職場体験を実施するとともに、一人ひとりの希望に応じた進路指導の充実に取り組めます。さらに、若者の自己選択、自己決定、自己実現を後押しし、職業や進学等の様々なライフイベントを自らの意思で選択できるよう、将来について考える機会の提供に努めます。
②関係機関と連携した就労支援	ハローワークや若者サポートステーション石川等をはじめとする関係機関と連携した情報提供や相談支援を実施します。また、金沢障害者就業・生活支援センターと連携し、障害のある若者に対する就労支援に取り組めます。

(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

◆◆施策の方向◆◆

次代の親となるこどもが、生きることの大切さやコミュニケーションの大切さを実感しながら、自立した大人となることができるよう、命の大切さやこどもを産み育てることの意義や喜びについて、理解を深めていく必要があります。

また、こども・若者がその成長過程で生きづらさや課題を感じ、社会とのかかわりを断つ「ひきこもり」の状態となった場合、こども・若者だけでなく、両親や他の家族をも巻き込み家庭全体に大きな影響を与えます。この問題は本人や家族だけでは解決することが難しく、状況を改善していくためには、家族全体を支える第三者の存在が重要です。

- 全てのこども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自分の持つ能力や可能性を発揮できるよう、健やかな成長・発達を一人ひとりの状況に応じて総合的に支援します。
- 若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み育てたいと望んだ場合に、希望を実現するため、婚活支援情報の提供や出産・子育て支援の充実を図ります。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①こども家庭センターを中心とした支援 (再掲)	こども家庭センターを中心に地域のネットワークが一体となり、子育てに困難を感じる家庭やこども・若者のＳＯＳをできる限り早期に把握し、専門職員等による養育環境の確認や、訪問家事支援等の家庭支援を行うなど、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を提供します。
②ひきこもり・ニート等のこども・若者やその家族への支援	石川県こころの健康センター等、県が実施するひきこもり関連事業と連携して、社会生活からの孤立に伴う生活のしづらさのあるこども・若者やその家族への継続的な支援に向けたネットワークの構築を図ります。
③結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成	結婚することやこどもを持つことなど、一人ひとりの若者の家族を持つことへの希望をかなえやすい社会の形成に向け、出産・子育て支援の充実等の環境整備に取り組めます。成長過程にある若者世代の抱える様々な困難についての市民の認識を深め、その成長を支えることができるまちづくりに向けた啓発・情報発信や、「野々市市パートナーシップ宣誓制度」を活用した多様な家族のあり方への理解の促進に取り組めます。

基本目標５ 子育てと仕事の両立ができる社会づくり

（１）子育て支援サービスの充実

◆◆施策の方向◆◆

人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じてその時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。本市では、子育て中の家族が安心して働き、また多様な働き方への対応を図ることや、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、こどもの健やかな育ちを支え、養育する保護者を支援していくため、保育施設の入園だけでなく、一時預かりなど多様な幼児教育・保育の場を提供してきました。

本市では、就学前児童数は減少傾向にあるものの、保育ニーズは増加傾向にあり、均衡のとれた教育・保育の提供体制を確保していくことが重要です。また、令和７年度から試行的に実施する「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」においては、就学前教育・保育施設と連携しながら、多様な保育の受け皿の確保を進める必要があります。

- 今後も一人ひとりのニーズに寄り添いながら、多様な保育支援の拡充に努めます。
- 不安や問題を抱える親子を必要なサービスにつなげるため、現在実施している利用者支援事業「特定型（保育コンシェルジュ）」に加え、より専門性の高い「基本型」も実施します。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
① 幼児教育・保育の場の確保	多様な教育・保育ニーズに対応するための幼児教育・保育の場を確保します。 （保育園・幼保連携型認定こども園・幼稚園）
② ショートステイ事業	子育て中の親が病気になったときや出産のとき、また家族の介護などの非常時に短期間（７日以内）の宿泊を含めてこどもを預かります。
③ トワイライトステイ事業	子育て中の家庭で仕事などが常に夜間に及ぶ場合、６か月程度まで毎日こどもを預かります。
④ 病児保育事業	保護者の就労などで家庭での保育が困難な方のために、病気中のこどもを一時的に預かります。
⑤ 病後児保育事業	病気回復期にあるこどもを一時的に預かります。
⑥ 一時預かり事業	保護者の傷病や冠婚葬祭、リフレッシュ、あるいは断続的な就労等で保育が困難になったときに、市内保育園・認定こども園、支援センター等で一時的にこどもを預かります。

施策・事業名	事業内容
⑦ファミリー・サポート・センター事業	市が子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）、援助を行いたい人（協力会員）を紹介し、お互いに子育てを支え助け合うため、コーディネート等を行います。
⑧マイ保育園登録制度	身近な保育園・子育て支援センター等を「マイ保育園」として登録することにより、両親の働き方にかかわらず、妊娠時から3歳未満の未就園児を持つ子育て家庭が気軽に育児体験や育児相談、一時預かりの利用を通じて育児不安の解消を図ります。
⑨マイ保育園子育て支援コーディネーターの設置	子育て支援コーディネーター養成研修を受けた専門員を各保育園や支援センターに配置し、市内に居住する妊産婦及び未就園児を対象とした育児相談を実施します。
⑩延長保育事業	保護者の勤務状況や家庭の事情などにより、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について、延長保育を行います。
⑪休日保育事業	日曜・祝日の保育需要に対応するため、休日の保育を認定こども園において実施します。（年末年始は除く）
⑫乳児保育事業	産前産後休暇や育児休業終了後の就労に対応するため0歳児からの保育を実施します。
⑬利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。
⑭保育園等施設・設備の計画的な整備・維持管理・更新	「野々市市公共施設個別施設計画」に基づき、既存の保育園施設の最適化及び長寿命化を図るため、建物及び周辺設備等の新設・更新・修繕を含めた大規模改修工事を行います。 こどもが安全かつ快適に過ごせる環境を整備するため、保育園や認定こども園における老朽化した備品や遊具の修繕・更新・改修や、インクルーシブ遊具への更新、高効率で高輝度な照明設備（LED）への交換、保育室、廊下、園庭等への防犯カメラの設置等を行います。
⑮認定こども園への移行に向けた整備の実施	幼稚園から認定こども園への円滑な移行に向けて、移行に必要な施設の改修や増築及び、それらに係る撤去や設計等の施設整備に係る必要経費について補助等の支援を行います。

(2) 男女の協力による子育ての推進

◆◆施策の方向◆◆

子育ては、母親だけでなく、両親が協力して取り組むことが重要です。本市の女性の就労率は全国平均と比較しても高く、共働き家庭は増加しています。アンケート調査の結果をみると「父母ともに」子育てをする世帯は約6割となっており、男女の隔てなく育児を進めている傾向がみられます。引き続き、親子ふれあい行事の計画や保育園行事への父親の積極的な参加を促進するなど、男女が共に子育てする気運を醸成していく必要があります。

●母親だけでなく、父親も積極的に子育てに参加しやすい環境づくりの実現に向け、家庭において父親と母親がともに協力して子育てに取り組むことができるよう、男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を図ります。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①男女共同参画推進事業	「野々市市第3次男女共同参画プラン」において、「多様性を認め合い 自分らしさを生かせるまち」を「目指すべきすがた」として掲げ、①男女がともに活躍できる環境づくり、②男女共同参画社会実現のための意識づくり、③誰もが安心して暮らせるまちづくりを基本目標に活動を行います。
②保育園等父親参加自主事業	こどもに父親の生き生きと活躍する姿を伝えるとともに、こどもとのふれあい活動や育児講座の実施、保育園行事への積極的な参加を促します。
③プレパパママクラス	妊娠中や産後の、体の変化や生活について学び、安心して出産が迎えられよう学習する場を提供します。

(3) 仕事と生活の調和の推進

◆◆施策の方向◆◆

共働き家庭の割合が増していく中で働き方改革が進められ、父親の育児に対する役割や期待も大きくなっています。アンケート調査結果からは、男性の育児休業取得割合は増加がみられ、男性の育児参加に対する社会の理解が進んでいる様子がうかがえます。しかし、子育て世代の男性の長時間労働の問題など、男女がともに働きやすく、希望したかたちで子育てに向き合う社会の実現には、依然として課題がみられます。

こどもを産み育てやすい社会の実現という観点から、保育基盤や子育て支援の充実と併せて企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境をつくっていくことが求められます。

●男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、仕事と家庭生活とのバランスがとれた働き方が可能となるよう、職場環境づくりや意識啓発を推進します。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①産前産後休業	産前休業は請求することにより、出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から、産後休業は請求しなくても出産後8週間は取得できます。
②育児時間	こどもが満1歳になるまで1日2回、少なくとも各30分育児時間を請求することができます。
③育児休業	こどもが満1歳になるまで、男女にかかわらず休業できる制度です。（一定の場合、1歳6か月になるまで（再延長は2歳まで）休業できます。）
④育児休業給付金	育児休業中に一定の給付金が支給されます。 〈対象〉雇用保険の一般被保険者で育児休業開始2年前に賃金支払い日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合。

基本目標6 こどもと子育てを支援する地域づくり

(1) 子育て※・子育てを支える地域づくり

◆◆施策の方向◆◆

近年、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。出生率の低下及び核家族化の進行に伴い、世代間における育児文化の継承が希薄になるほか、世代間の育児に対する価値観の違いなどから、身近に子育ての相談相手がいない家庭や、こども同士のふれあいの減少などにより、子育て家庭の孤立やこどもの健やかな育ちが心配されています。特に初めての子育てや多胎児を持つ母親など身体的、精神的負担が大きい家庭への支援を強化する必要があります。

- 「全ての子育て家庭への支援」の観点から、子育てに係る各種情報提供や相談体制の充実に継続して取り組むとともに、親子の交流の場や情報の提供、地域の特色を活かした子育て支援機能を高める事業に取り組めます。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①子育て支援センター事業	①施設開放②子育てアラカルト（育児講座等）③サークルの支援④育児相談⑤子育て情報誌「こそだてだより」の発行⑥一時預かり⑦病後児保育⑧双子ちゃんデー⑨移動支援センター等の取組を行います。 「野々市市公共施設個別施設計画」に基づき、既存施設の最適化及び長寿命化を図るため、建物及び周辺設備等の新設・更新・修繕を含めた大規模改修工事を行います。
②親子の絆づくりプログラム	妊婦やその家族、子育て中の家族などを対象に、子育て家庭同士の交流の場や相談の機会を提供することで不安や悩みの軽減を図り、孤立を防ぐことを目的としています。
③地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを地域子育て支援拠点とし、子育て中の不安や疑問などを気軽に相談できる子育て相談、育児講座、一時預かり、育児サークルの支援などを行います。

※「子育て」とは、保護者や周囲の大人が主語である「子育て」ではなく、子ども自身の自ら育つ力に着目し、自己肯定感や主体性を育み、自分らしく成長する手助けをするという点に注目した言葉です。

(2) 子育て交流の促進

◆◆施策の方向◆◆

出生率の低下及び核家族化の進行に伴い、身近な子育て経験者に子育てやこどもの教育について相談する機会のない子育て世帯が増えています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な地域行事やイベントが中止となり、子どもや子育て世帯が地域の人と交流しながら、多様な体験をする機会が減少しています。近年、交流事業や体験イベントも再開され始めており、引き続き、子育て世帯の孤立防止のために交流を促進していくこと、野々市市で育つ子どもが、地域社会の一員として主体的に地域にかかわる機会をつくっていくことが必要です。

- 乳幼児から高齢者まで世代を超えてのふれあい交流事業を積極的に行い、地域子育て支援のボランティアの協力を得ながら、充実した活動を展開します。
- 市内にある金沢工業大学や石川県立大学、野々市明倫高等学校等と連携し、これから親となる若者との交流を積極的に進めます。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①子育て交流事業	遊びのひろば、子育てアラカルト、育児相談、絵本と紙芝居等を実施します。
②ふれあい事業 (小・中・高・大学生・お年寄り等)	金沢工業大学学友会フレッシュマンキャンプでは、各保育施設等での清掃活動や行事の手伝いを行います。
③児童館等子育て関連施設 の環境改善	日常的な多世代交流を促進し、子育て支援の機能強化を図るため、児童館にあそびの広場や子育て親子、高齢者との交流の場となるスペースをつくるほか、遊具の設置、駐車場の整備等を行います。
④地区公民館活動	住民の教養や健康の増進など、住民生活に即した課題についての学習機会の提供や、住民相互の親睦を深めるなど、事業を通して地域社会や地域文化の発展を図るための活動を行います。
⑤生涯学習ボランティア支援 事業(学びのサポーターとつくる夏休み体験等)	社会教育・学校教育において活躍できる地域住民を「学びのサポーター」として登録し、こどもの体験活動等の機会の拡大を図ります。

施策・事業名	事業内容
⑥青少年ボランティア活動の支援（飛鳥等）	こどもが社会参加活動を通して、地域社会の形成者になることの自覚を高めます。

(3) 子育て支援に関する情報発信

◆◆施策の方向◆◆

本市では、「子育て安心ブック」の作成・配布や「マイ保育園」の取組、スマートフォンアプリの活用等により、子育て世代へのわかりやすい情報発信に務めています。

今後も、本市が実施する多様な支援やサービスに関する情報を必要とする人に届けることができるよう、多様な機会や媒体を活用した情報発信が必要です。

- 地域全体で子育て支援を推進するため、関係組織・団体の育成強化を図りながら、支援活動を行う団体や個人のネットワーク化を通じて、地域の子育て支援体制を整備します。

◆◆主な取組◆◆

施策・事業名	事業内容
①「子育て安心ブック」の作成・配布事業	子育てに関する情報や、子育て支援についての保健福祉サービス情報を紹介します。
②SNSを活用した子育て支援情報の提供とネットワークの形成	ホームページ・メール配信サービスを活用した子育て情報を提供します。①ほっとHOTメールののいち配信：子育て支援情報、防災情報、防犯・交通安全情報、生活情報等をメールで（希望者に）お届けするサービスです。②子育て支援ホームページ：安心して「子育て」ができるようにするため、医療補助、健康相談、福祉施設等のサービス内容をホームページで案内します。③野々市市、金沢市、白山市、かほく市、津幡町、内灘町の子育てに関する施設や、イベント情報等を検索できるスマートフォンアプリ「いしかわ中央子育てアプリ」の共同運用を行います。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

2 幼児期の教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

（1）幼児期の教育・保育の量の見込みについて

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。量の見込みには、市外在住者の市内施設利用分を含み、確保方策には、市内在住者の市外施設利用分を含みます。

本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育園、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○保育の必要性の認定区分

3～5歳 幼児期の教育（1号に該当：教育標準時間認定）

3～5歳 保育の必要性あり（2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0～2歳 保育の必要性あり（3号に該当：満3歳未満・保育認定）

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園 地域型保育施設

(2) Ⅰ号認定

■実績と量の見込み（各年5月1日時点）

単位：人

	実績値						量の見込み（推計値）				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳	156	134	160	89	79	69	78	49	40	30	18
4歳	146	149	130	118	54	72	67	49	33	23	13
5歳	172	130	143	97	78	55	75	46	36	22	12
合計	474	413	433	304	211	196	220	144	109	75	43

◆◆確保の内容◆◆

少子化と利用率の低下傾向により、今後の利用見込みが減少する予測となっていますが、既存施設において引き続き教育利用のニーズに対応していきます。

■確保の内容（Ⅰ号認定）

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3 ～ 5 歳 児	①量の見込み	220	144	109	75	43
	②確保の量	220	144	109	75	43
	需給の差 ②-①	0	0	0	0	0

(3) 2号認定

■実績と量の見込み（各年度3月時点、ニーズの最大値の見込み量）

単位：人

	実績値						量の見込み（推計値）				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳	405	396	401	382	436	375	404	359	388	422	431
4歳	373	407	394	403	387	437	376	412	365	395	428
5歳	387	380	408	387	416	380	439	380	416	369	398
合計	1,165	1,183	1,203	1,172	1,239	1,192	1,219	1,151	1,169	1,186	1,257

◆◆確保の内容◆◆

3～5歳の保育ニーズは今後も横ばいから微増が見込まれ、既存施設の定員の見直しや、市全体の保育施設のあり方を検討しつつ、待機児童を発生させないように、受け皿を確保していきます。

■確保の内容（2号認定）

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3 ～ 5 歳 児	①量の見込み	1,219	1,151	1,169	1,186	1,257
	②確保の量	1,219	1,151	1,169	1,186	1,257
	需給の差 ②-①	0	0	0	0	0

(4) 3号認定

■実績と量の見込み（各年度3月時点、ニーズの最大値の見込み量）

単位：人

	実績値						量の見込み（推計値）				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	229	237	218	257	230	247	269	278	289	302	314
1歳	373	357	391	347	376	330	359	391	402	416	433
2歳	352	362	355	372	324	372	349	378	411	422	435
合計	954	956	964	976	930	949	977	1,047	1,102	1,140	1,182

◆◆確保の内容◆◆

0～2歳の低年齢の保育ニーズは今後も増加が見込まれ、既存施設の定員の見直しや、市全体の保育施設のあり方を検討しつつ、待機児童を発生させないよう、受け皿を確保していきます。

■確保の内容（3号認定）

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0 ～ 2 歳 児	①量の見込み	977	1,047	1,102	1,140	1,182
	②確保の量	977	1,047	1,102	1,140	1,182
	需給の差 ②-①	0	0	0	0	0

(5) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

6か月から満3歳未満の就学前のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず時間単位で柔軟に通園でき、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とした事業です。

◆◆確保の内容◆◆

令和7年度から試行的に実施し、必要量の確保に向けて取り組みます。

■量の見込みと確保の内容

単位：人/月

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	0歳	3	12	12	12	12
	1歳	6	9	8	7	7
	2歳	6	5	5	4	3
	計	15	26	25	23	22
②確保の量		15	26	25	23	22
需給の差 ②-①		0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

令和3年度から新たに子育て支援センター菅原（基本型）及び保健センター（母子保健型）で利用者支援事業を開始し、市役所配置の専任職員（保育コンシェルジュ）と連携することで、子育て世代包括支援センターの役割を担い、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、きめ細やかな利用者支援を実施することができました。

■第2期の実績

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実施箇所数	1	3	3	3	3

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、利便性の向上と機能強化について検討していきます。

■量の見込みと確保量

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	3	3	3	3	3
確保量 ②	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の保育時間を超えて、保育園等で保育を実施する事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

延長保育事業は、市内の全ての保育園及び認定こども園で実施しています。保護者の働き方や、家庭状況等が多様化する中で、延長保育事業を実施することにより、各家庭に応じた保育ができる環境を整えています。

■第2期の実績

単位：人、箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	1,334	1,363	1,380	1,475	1,385
実施箇所数	16	17	17	18	18

◆◆確保の内容◆◆

引き続き、市内にある全ての認可保育所と認定こども園で延長保育を実施します。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,395	1,390	1,434	1,463	1,534
確保量 ②	1,395	1,390	1,434	1,463	1,534
②－①	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

市内 13 箇所 29 クラブで実施しています。令和7年度には、1クラブが移転の予定となっており、利用ニーズを見極めながら、計画的な施設整備に取り組んでいます。

■第2期の実績

単位：人、箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数合計	1,076	1,059	1,100	1,081	1,050
低学年	848	798	829	825	822
高学年	228	261	271	256	228
実施箇所数	30	29	29	29	29

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、児童の集団規模等の最低基準の向上を図り、利用ニーズに対応していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,047	1,099	1,154	1,212	1,273
1年生	251	264	277	291	306
2年生	279	286	300	315	331
3年生	239	253	265	279	293
4年生	168	176	185	194	204
5年生	71	76	81	85	88
6年生	39	44	46	48	51
確保量 ②	1,270	1,310	1,310	1,310	1,310
1年生	311	322	322	322	322
2年生	338	349	349	349	349
3年生	298	308	308	308	308
4年生	183	186	186	186	186
5年生	86	89	89	89	89
6年生	54	56	56	56	56
②－①	223	211	156	98	37

(4) -① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園に在籍している満3歳以上の幼児を対象とした一時預かり事業です。教育時間の前後や長期休業日に利用できます。

◆◆第2期の評価◆◆

幼稚園では保育担当教師を配置し、長期休み中の預かりを充実させたことで、共働き家庭が増え、預かり保育利用者が増加しました。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用延べ人数	7,843	10,093	13,600	11,922	11,760
実施個所数	4	4	4	3	4

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、利用ニーズに対応していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	13,640	9,216	7,194	5,100	3,010
確保量 ②	13,640	9,216	7,194	5,100	3,010
②－①	0	0	0	0	0

(4) -② 幼稚園型以外の一時的預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園等において、一時的に預かる事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

市内保育園・認定こども園と子育て支援センター菅原等で実施しています。新型コロナウイルス感染症の緩和に伴って利用実績が大きく増加しました。保護者のリフレッシュや、就労による定期的な預かりの利用等のニーズに対応し、育児負担の軽減、保護者の就労の支援をしました。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用延べ人数	2,330	2,077	2,124	2,817	2,550
実施個所数	13	14	14	14	15

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、利用ニーズに対応していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2,598	2,610	2,617	2,615	2,620
確保量 ②	2,598	2,610	2,617	2,615	2,620
②－①	0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や冠婚葬祭等で、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等にて、短期間（7日以内）の宿泊を含めて保育を行う事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

ショートステイの需要は変わらずありますが、トワイライトステイについては実績が2年連続ゼロとなっています。しかし、需要が生じる可能性があるため施設を確保しています。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
ショートステイ	26	16	28	21	25
トワイライトステイ	26	3	0	0	3

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、利用ニーズに対応していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	27	28	29	29	30
確保量 ②	27	28	29	29	30
②－①	0	0	0	0	0

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

市内の9施設で事業を実施しています。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症対策による利用制限のため、計画値を下回っていますが、令和5年度には計画値を大きく上回っており、利用ニーズは高いと考えられます。令和6年度には新たに2か所の支援センターを設置し、乳幼児親子の交流や育児に対する情報交換ができる安心・安全な居場所のさらなる充実を図っています。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	9,976	14,000	15,430	24,770	23,436

◆◆確保の内容◆◆

未就園の0～2歳児を中心に遊びの場として、また子育てに関する身近な相談窓口として機能しています。さらなる事業の充実を図っていきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	23,883	23,876	23,616	23,324	22,920
確保量 ②	23,883	23,876	23,616	23,324	22,920
②－①	0	0	0	0	0

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

出生数の減少に伴い訪問実績は減少していますが、出生したこどものほぼ全数の訪問を実施しました。

■第2期の実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	563	511	464	481	480

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、利用ニーズに対応していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	480	480	480	480	480
確保量 ②	480	480	480	480	480
②－①	0	0	0	0	0

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

令和5年度は産婦の体調不良等による産後安心ヘルパーの利用を必要とする方が増加したことにより、実績が増加しました。

■第2期の実績

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	54	62	57	102	103

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、利用ニーズに対応していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	100	100	100	100	100
確保量 ②	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児について、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

病児保育は市内2施設と近隣市町の施設を利用しています。病後児保育については認定こども園2施設と子育て支援センター1施設、総合福祉施設1施設を利用しています。アンマッチ件数の減少に対応できるよう病後児保育受け入れ要件の見直しを行いました。令和6年度には新たに1か所の病児保育施設を整備し、より保護者の需要に応じていけるよう取り組んでいます。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	978	1,361	575	639	1,251

◆◆確保の内容◆◆

令和6年度に新設した病児保育施設について、子育て世帯への周知を図り、利用ニーズに対応していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,222	1,195	1,179	1,153	1,141
確保量 ②	1,222	1,195	1,179	1,153	1,141
②－①	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

生後3か月から概ね小学校3年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

出産・入院時における保育園・こども園への送迎や習いごとの送迎等の定期的な利用だけでなく、休日の預かり保育など不定期利用が増加したことから、利用実績が上がりました。今年度は協力会員の増員も見込むことができ、依頼会員のニーズに対応できている状況です。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	141	115	56	195	189

◆◆確保の内容◆◆

引き続き事業を実施するとともに、提供会員の増加や事業の周知を図ります。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	185	181	178	174	172
確保量 ②	185	181	178	174	172
②－①	0	0	0	0	0

(II) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

妊娠届出人数の減少に伴い妊婦健康診査の受診人数が減少傾向にあります。今年度も受診票を交付し妊婦健康診査（14回分）を無料で受けられる体制を図っています。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	7,391	7,313	6,464	6,417	6,150

◆◆確保の内容◆◆

現状の提供体制を維持しながら、引き続き事業を実施していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150
確保量 ②	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150
②－①	0	0	0	0	0

(12) 発達相談センター

発達障害に関する総合窓口として、発達に関する相談を受け付け、助言や医療機関・支援機関の紹介を行うほか、ペアレント・プログラムや関係者等への研修、講演会などを実施しています。

◆◆第2期の評価◆◆

令和3年度は新型コロナウイルス感染症関係により、相談件数は減少しましたが、その後順調に増加してきています。研修、講演会等はオンライン開催や後日配信など受講しやすい環境づくりに取り組みました。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	428	309	326	365	348

◆◆確保の内容◆◆

引き続き、発達障害に関する総合窓口として、各種事業を実施していきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	360	380	390	400	410
確保量 ②	360	380	390	400	410
②－①	0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

教育・保育に必要な物品の費用等を助成することにより、保護者負担を軽減し、全てのこどもがともに学び、成長できるよう支援を行いました。

■第2期の実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	4	6	4	8	8

◆◆確保の内容◆◆

子ども・子育て支援法第59条第3号の事業として市が行う事業で、バス遠足の費用や文房具購入費用を給付しており、国の施策に沿って、助成を行っていきます。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	8	8	8	8	8
確保量 ②	8	8	8	8	8
②－①	0	0	0	0	0

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することにより、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◆◆第2期の評価◆◆

特別な支援が必要なこどもへの加配を促進し、全てのこどもにとって良質で適切な教育・保育が受けられる体制の確保を図りました。

■第2期の実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	0	2	3	3	3

◆◆確保の内容◆◆

今後も、民間事業者の活用について積極的に検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

◆◆確保の内容◆◆

法改正により新規事業として位置づけられた事業であり、利用ニーズに対応できる提供体制を確保します。

■量の見込みと確保量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	400	400	400	400	400
確保量 ②	400	400	400	400	400
②－①	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習、相談、食事等の支援を行うとともに、児童と家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

法改正により新たに位置づけられた事業であり、支援が必要な児童等の把握に努め、近隣自治体の取組状況等も踏まえて、事業実施や既存事業における対応を検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

法改正により新たに位置づけられた事業であり、支援が必要な児童等の把握に努め、近隣自治体の取組状況等も踏まえて、事業実施や既存事業における対応を検討します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

◆◆確保の内容◆◆

法改正により新たに位置づけられた事業であり、ニーズに対応するため、必要量の確保に向けて取り組めます。

■量の見込みと確保量

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保量 ②	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②－①	0	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

◆◆確保の内容◆◆

法改正により新たに位置づけられた事業であり、ニーズに対応するため、必要量の確保に向けて取り組みます。

■量の見込みと確保量

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	30	33	36	39	42
確保量 ②	30	33	36	39	42
②－①	0	0	0	0	0

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

現在は幼稚園 1 園、保育園 5 園、認定こども園 13 園の合計 19 園体制となっています。うち保育園 4 園が市立で、他の 15 園は民間による運営となっています。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、施設の整備を計画的に進めます。

6 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害のあるこどもなど特別な支援が必要なこどもへの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、石川労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます

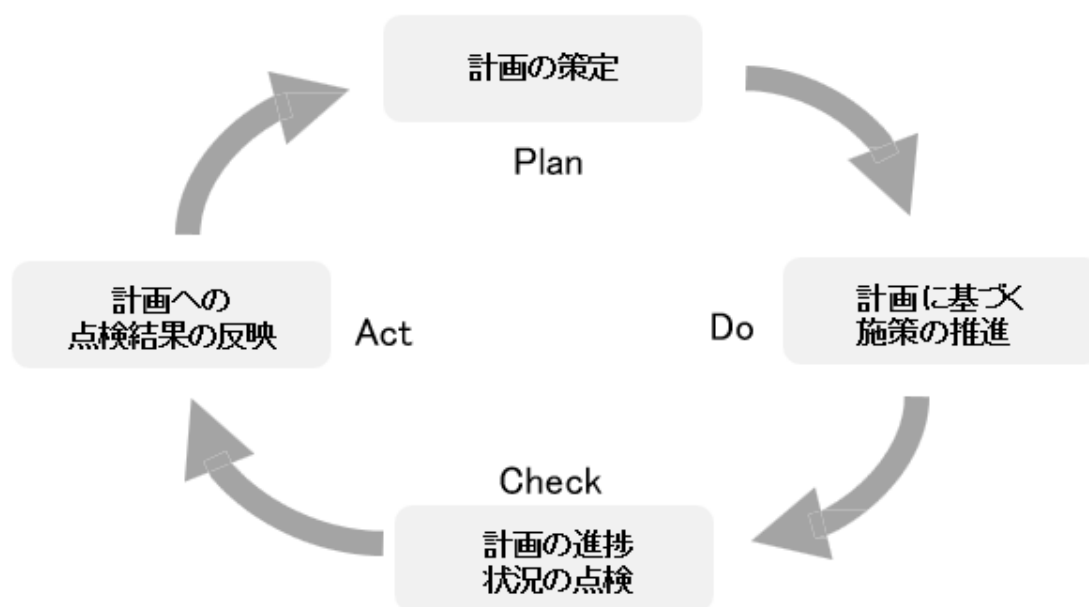
第 6 章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い施策の改善につなげます。



3 目標指標

基本理念である「次代を担う子ども・若者の幸せと、子育てしやすい環境づくりを、地域が一体となって育むまち、ののいち」の実現をめざす、本計画の進捗評価の一環として、子育て当事者や子ども・若者や視点に立った目標指標を以下のように設定します。

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
子育ては楽しいと思う保護者の割合(「とても楽しい」と「まあまあ楽しい」の合計)	就学前保護者	92.9%	95%
	小学生保護者	93.7%	95%
日頃、こどもの面倒をみてもらえる人が、日常的にも緊急時にも「いずれもない」保護者の割合	就学前保護者	17.2%	10%
	小学生保護者	19.4%	10%
「自分には良いところがある」と思う小中学生の割合(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)	小学5年生	79.4%	85%
	中学2年生	78.3%	85%
普段の生活の中で、自分の権利が守られていないと感じることが「特にない」と思う小中学生の割合	小学5年生	65.1%	70%
	中学2年生	69.5%	75%
「今の自分が好きだ」と思う若者の割合(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)		73.2%	80%
自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合(「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合計)		68.8%	75%
社会が「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていていると思う若者の割合(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)		22.3%	40%
野々市市は生活するのに良いところだと思う若者の割合(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)		93.8%	95%

野々市市こども計画

令和7年3月

編集・発行 野々市市健康福祉部子育て支援課
〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地
電話番号 076-227-6077

